

商標法

1949.11.28 法律第 71 号
1958.3.11 法律第 408 号
1963.3.5 法律第 1295 号
1973.2.8 法律第 2506 号
1973.12.31 法律第 2659 号
1976.12.31 法律第 2957 号
(政府組織法中改正法律)
1980.12.31 法律第 3326 号
1986.12.31 法律第 3892 号
1990.1.13 法律第 4210 号
[全文改正]
1993.3.6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4597 号
1995.1.5 法律第 4895 号
1995.12.29 法律第 5083 号
1997.4.10 法律第 5329 号
(特許法中改正法律)
1997.8.22 法律第 5355 号
1998.9.23 法律第 5576 号
(特許法中改正法律)
2001.2.3 法律第 6414 号
2002.1.26 法律第 6626 号
(民事訴訟法中改正法律)
2002.12.11 法律第 6765 号
2004.12.31 法律第 7290 号
2007.1.3 法律第 8190 号
2007.5.17 法律第 8458 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9234 号
2009.5.21 法律第 9678 号
2010.1.27 法律第 9987 号
2010.2.4 法律第 10012 号
2010.6.8 法律第 10358 号
2011.6.30 法律第 10811 号
2011.7.21 法律第 10885 号
2011.12.2 法律第 11113 号
2012.6.1 法律第 11458 号
2013.3.23 法律第 11690 号
2013.4.5 法律第 11747 号

第 1 章 総則

第 1 条【目的】 この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発展に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

第 2 条【定義】

①この法律で使用する用語の意味は次の通りである。
〈改正 1995.12.29、1997.8.22、2011.12.2〉

1.“商標”とは、商品を生産・加工・証明、又は販売することを業として営む者が自己の業務に関連する商品を他人の商品と識別させるために使用する次の各目のいずれかひとつに該当するもの（以下、“標章”という。）をいう。〈改正 2007.1.3、2011.12.2〉

イ. 記号・文字・図形・立体的形状又はこれらを結合するかそれに色彩を結合したもの
〈改正 2011.12.2〉

ロ. 他のものと結合していない色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他視覚的に認識することができるもの
〈改正 2011.12.2〉

ハ. 音・匂いなど視覚的に認識出来ないものの中、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現したもの
〈新設 2011.12.2〉

2.“サービス標”とは、サービス業を営む者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別させるために使用する標章をいう。

3.“団体標章”とは、商品を生産・製造・加工又は販売すること等を業として営む者やサービス業を営む者が共同で設立した法人が直接使用するか、又はその監督下にある所属団体に自己の営業に係る商品又はサービス業に使用させるための標章をいう。〈改正 2004.12.31、2011.12.2〉

3の2.“地理的表示”とは、商品の特定品質・名声又はその他の特性が本質的に特定地域によるものである場合に、その地域で生産・製造又は加工された商品であることを現わす表示をいう。〈新設 2004.12.31〉

3の3.“同音異義語地理的表示”とは、同一の商品に対する地理的表示において、他人の地理的表示と発音は同一であるが、該当地域が違う地理的表示をいう。〈新設 2004.12.31〉

3の4.“地理的表示の団体標章”とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみで構成された法人が、直接使用するか、又はその監督下にある所属団体に自己の営業に係る商品に使用させるための団体標章をいう。〈新設 2004.12.31〉

4.“証明標章”とは、商品やサービスの品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者の商品やサービス業を営む者のサービス業が、定められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを、証明するために使用させるための標章をいう。

〈改正 2011.12.2〉

4の2.“地理的表示証明標章”とは、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性の証明を業とする者が、商品の生産・製造又は加工を業とする者の商品が定められた地理的特性を満たすことを、証明するために使用させるための地理的表示からなる証明標章をいう。

<新設 2011.12.2>

5.“業務標章”とは、営利を目的としない業務を営む者がその業務を表象するために使用する標章をいう。

<改正 2011.12.2>

6.“登録商標”とは、商標登録を受けた商標をいう。

<改正 2011.12.2>

7.“商標の使用”とは、次の各目の1に該当する行為をいう。

イ.商品又は商品の包装に商標を付する行為

ロ.商品又は商品の包装に商標を付したものを譲渡若しくは引渡すか、又はその目的で展示し、又は輸出し若しくは輸入する行為

ハ.商品に関する広告・定価表・取引書類・看板又は標札に商標を付して展示し、又は頒布する行為

<新設 2011.12.2>

②第1項第7条イ目からハ目までの規定による、商品、商品の包装、広告、看板又は標札に商標を付する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状や音又は匂いとするものが含まれるものとする。<新設 1997.8.22、2011.12.2>

③サービス標・団体標章・証明標章及び業務標章については、この法律に別段の定めがあるものを除き、この法律のうち商標に関する規定を適用する。

<改正 2011.12.2>

④地理的表示証明標章に関しては、同法で特別に規定したものを除いては、同法中、地理的表示団体標章に関する規定を適用する。

<新設 2011.12.2>

第3条【商標登録を受けることができる者】 韓国内で商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。但し、特許庁の職員及び特許審判院の職員は相続又は遺贈の場合を除き、在職中、商標の登録を受けることができない。<改正 1995.1.5 >

第3条の2【団体標章の登録を受けることができる者】 商品を生産・製造・加工又は販売すること等を業として営む者や、サービス業を営む者が共同で設立した法人(地理的表示の団体標章の場合には、その地理的表示を使用できる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者

のみで構成された法人に限る)は、自己の団体標章の登録を受けることができる。〈新設 2004.12.31、2011.12.2〉

第3条の3【証明標章の登録を受けることができる者】〈新設 2011.12.2〉

① 商品やサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性を業として証明し管理することが出来る者は、商品の生産・製造・加工又は販売を業とする者やサービス業を営為する者が、営業に関する商品やサービス業が定められた品質、原産地、生産方法やその他の特性を満たすことを、証明するために使用させるために、証明標章の登録を受けることができる。但し、自己の営業に関する商品やサービス業に使用しようとする場合は、証明標章の登録を受けることが出来ない。

② 第1項にも係らず、商標・サービス標・団体標章・業務標章登録出願人又は商標・サービス標・団体標章・業務標章登録を受けた者は、その出願商標・サービス標・団体標章・業務標章又は登録商標・サービス標・団体標章・業務標章と同一又は類似の標章をその指定商品・サービス業と同一又は類似の商品・サービス業に対して、証明標章と登録を受けることが出来ない。

③ 証明標章登録出願人又は証明標章の登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似の標章をその指定商品・サービス業と同一又は類似の商品・サービス業に対して、商標・サービス標・団体標章・業務標章の登録を受けることが出来ない。

第4条【業務標章の登録を受けることができる者】 韓国内で営利を目的としない業務を営む者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第5条【未成年者などの行為能力】

① 未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は、法定代理人によらなければ商標に関する出願・請求、その他の手続(以下、“商標に関する手続”という)を行うことが出来ない。但し、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることが出来る場合にはこの限りでない。

〈改正 2011.12.2、2013.4.5〉

② 第1項の法定代理人は、後見監督人の同意無しで相手方が請求した商標登録異議申請・審判又は再審に対する手続を行うことが出来る。

〈新設 2011.12.2〉 〈改正 2013.4.5〉

第5条の2【法人ではない社団等】 法人ではない社団又は財団として、代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の名前で商標登録異議申請人、審判の請求人及び被請求人又は再審の請求人及び被請求人となる事が出来る。

〈新設 2011.12.2〉

第5条の3【在外者の商標管理人】

① 国内に住所又は営業所がない者(以下、“在外者”という)は、在外者(法人である場合にはその代表者)が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の商標に関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下、“商標管理人”という)によらなければ、商標に関する手続を行うか、同法又は同法による命令によって行政庁がした処分に対して訴を提起することが出来ない。

② 商標管理人は、委任された権限の範囲内で、商標に関する手続及び同法又は同法による命令によって行政庁がした処分に関する訴訟に対して、本人を代理する。

<新設 2011.12.2>

第5条の4【代理権の範囲】 国内に住所又は営業所がある者から商標に関する手続を行うことを委任された代理人(商標管理人を含む。以下、同様)は、特別の権限を委任されていなければ、次の各号に該当する行為をすることが出来ない。

1. 第19条による出願の変更

2. 商標登録出願の放棄又は取下

3. 商標権の存続期間更新登録申請、指定商品の追加登録出願又は商品分類転換登録申請の取下

4. 商標権の放棄

5. 申請の取下

6. 請求の取下

7. 第70条の2又は第70条の3による審判請求

8. 複代理人の選任

<新設 2011.12.2>

第5条の5【代理権の証明】 商標に関する手続を行う者の代理人の代理権は、書面で証明しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第5条の6【行為能力などの欠陥に対する追認】 行為能力又は法定代理権がないか、商標に関する手続を行うのに必要な権限の委任を欠陥した者が行った手続は、補正された当事者や法定代理人の追認があれば、行為時に遡及してその効力が発生する。

<新設 2011.12.2>

第5条の7【代理権の不消滅】 商標に関する手続を行う者の委任による代理人の代理権は、次の各号の事由で消滅しない。

1. 本人の死亡や行為能力の喪失

2. 本人である法人の合併による消滅

3. 本人である受託者の信託任務の終了

4. 法定代理人の死亡や行為能力の喪失

5. 法定代理人の代理権の消滅や変更

<新設 2011.12.2>

第5条の8【個別代理】 商標に関する手続を行う者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対して各々の代理人が本人を代理する。

<新設 2011.12.2>

第5条の9【代理人の改任等】

① 特許庁長又は審判長は、商標に関する手続を行う者がその手続を円滑に遂行することが出来ないか、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行うのに適当ではないと認められれば、代理人によってその手続を行うように命じることが出来る。

② 特許庁長又は審判長は、商標に関する手続を行う者の代理人がその手続を円滑に遂行することが出来ないか、口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続を行うのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命じることが出来る。

③ 特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に、弁理士が代理することを命じることが出来る。

④ 特許庁長又は審判長は、第 1 項又は第 2 項によって命令をした後、第 1 項又は第 2 項による代理人の選任又は改任の前に、第 1 項の商標に関する手続を行う者又は第 2 項の代理人が特許庁長又は特許審判院長に対して行った商標に関する手続の全部又は一部を、無効にすることが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 10【複数当事者の代表】

① 2 人以上が共同で商標登録出願又は審判請求をし、その出願又は審判にかかる手続を行う時には、次の各号のいずれかひとつに該当する事項を除いては、各自が全員を代表する。但し、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告すれば、その代表者が全員を代表する。

1. 第 19 条による出願の変更

2. 商標登録出願の放棄又は取下

3. 商標権の存続期間の更新登録申請、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録申請の取下

4. 申請の取下

5. 請求の取下

6. 第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 による審判請求

② 第 1 項の但書によって申告した時には、代表者で選任された事実を書面で証明しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 11【「民事訴訟法」の準用】 この法律で代理人に関して特別な規定があるものを除いては、「民事訴訟法」第 1 編第 2 章第 4 節を準用する。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 12【在外者の裁判管轄】 在外者の商標権又は商標に関する権利に関して、その商標管理人があれば、その商標管理人の住所又は営業所を、商標管理人がいなければ、特許庁所在地を「民事訴訟法」第 11 条による財産所在地とみなす。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 13【期間の計算】 この法律又はこの法律に基づく命令による期間の計算は、次の各号に従う。

- 1.期間の初日は算入しない。但し、その期間が午前 0 時から始まる時にはこの限りでない。
- 2.期間を月又は年で定めた時には、暦により計算する。
- 3.月又は年の初めから期間を起算しない時には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日に期間が満了する。但し、月又は年で定めた場合に、最後の月に該当日がなければ、その月の末日に期間が満了する。
- 4.商標に関する手続において、期間の末日が公休日(土曜日及び「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその次の日で満了する。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 14【期間の延長等】

- ① 特許庁長又は特許審判院長は、交通が不便な地域にいる者のために、請求により又は職権で、第 26 条による商標登録異議申請理由などの補正期間、第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 による審判の請求期間を延長することが出来る。
- ② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官は、この法律によって商標に関する手続を行う期間を定めた時には、請求によりその期間を短縮又は延長するか、職権でその期間を延長することが出来る。この場合、特許庁長等は該当手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長可否を決定しなければならない。
- ③ 審判長又は審査官は、この法律によって商標に関する手続を行う期日を定めた時には、請求により又は職権でその期日を変更することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 15【手続の無効】

- ① 特許庁長又は特許審判院長は、第 13 条による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなければ、商標に関する手続を無効とすることが出来る。
- ② 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項により商標に関する手続が無効となった場合であつて、指定された期間を守らなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から 14 日以内に補正命令を受けた者の請求により、その無効処分を取り消すことが出来る。但し、指定された期間の満了日から 1 年がすぎた時にはこの限りでない。
- ③ 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による無効処分又は第 2 項本文による無効処分の取消処分をする時には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 16【手続の追後補完】 商標に関する手続を行った者が責任を負うことができない事由により第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 による審判の請求期間、第 84 条の 2 第 1 項による再審の請求期間を守ることが出来ない時には、その事由が消滅した日から 14 日以内に行えなかった手続を追って補完することが出来る。但し、その期間の満了日から 1 年が過ぎた時にはこの限りでない。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 17【手続の効力の承継】 商標権又は商標に関する権利に関して行った手続の効力は、その商標権又は商標にかかる権利の承継人に及ぼす。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 18【手続の続行】 特許庁長又は審判長は、商標に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中に商標権又は商標にかかる権利が移転されれば、その商標権又は商標にかかる権利の承継人に対して、その手続を続行するようにすることが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 19【手続の中断】 商標に関する手続が次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に継続中である手続は中断される。但し、手続をすることを委任された代理人がいれば、この限りでない。

1.当事者が死亡した場合

2.当事者である法人が合併によって消滅した場合

3.当事者が手続を行う能力を喪失した場合

4.当事者の法定代理人が死亡するか、その代理権を喪失した場合

5.当事者の信託による受託者の任務が終わった場合

6.第 5 条の 10 第 1 項の但書による代表者が死亡するか、その資格を喪失した場合

7.破産官財人など一定の資格によって、自己の名義で他人のために当事者になった者が、その資格を失うか死亡した場合

<新設 2011.12.2>

第5条の20【中断された手続の受継】第5条の19によって特許庁又は特許審判院に継続中である手続が中断された時には、次の各号のいずれかひとつに該当する者がその手続を引き続き行わなければならない。

1. 第5条の19第1号の場合には、その相続人・相続財産管理人又は法律により手続を続行する者。但し、相続人は相続を放棄することができる時まで、その手続を引き継ぐことが出来ない。

2. 第5条の19第2号の場合には、合併により設立されたり、合併後存続する法人

3. 第5条の19第3号及び第4号の場合には、手続を行う能力を回復した当事者又は法定代理人となった者

4. 第5条の19第5号の場合には、新しい受託者

5. 第5条の19第6号の場合には、新しい代表者又は各当事者

6. 第5条の19第7号の場合には、同じ資格を持つ者

<新設 2011.12.2>

第5条の21【受継申請】

①第5条の19により中断された手続に関する受継申請は、第5条の20各号に規定された者及び相手方もすることが出来る。

②特許庁長又は審判長は、第5条の19により中断された手続に関する受継申請がある時には、これを相手方に知らせなければならない。

③特許庁長又は審判官は、第5条の19により中断された手続に関する受継申請に対して、職権で調べて理由がないと認めた時には決定で棄却しなければならない。

④特許庁長又は審判官は、決定又は審決の謄本を送達した後に中断された手続に関する受継申請に対しては、受継するかどうかの可否を決定しなければならない。

⑤特許庁長又は審判官は、第5条の20に規定された者が中断された手続を引き継がなければ、職権で期間を定めて受継を命じなければならない。

⑥第5項による期間以内に引継がなければ、その期間が満了される日の次の日に引継いだものとみなす。

⑦特許庁長又は審判官は、第6項により引継があるものとみなす場合には、これを当事者に知らせなければならない。

<新設 2011.12.2>

第5条の22【手続の中止】

①特許庁長又は審判官が天災地変やその他の避けられない事由によってその職務を行うことが出来ない時には、特許庁又は特許審判院に継続中である手続はその理由がなくなる時まで中止される。

②当事者に一定しない期間、特許庁又は特許審判院に継続中である手続を続行出来ない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定でその手続の中止を命じることが出来る。

③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取消ことが出来る。

④第1項及び第2項による中止又は第3項による取消をした時には、特許庁長又は審判官は、これを各々当事者に知らせなければならない。

<新設 2011.12.2>

第5条の23【中断又は中止の効果】 商標に関する手続が中断されるか中止された場合には、その期間の進行は停止され、その手続の受継通知をするか、その手続を続行した時から全体期間が新しく進行される。

<新設 2011.12.2>

第5条の24【外国人の権利能力】 在外者の中、外国人は次の各号のいずれかひとつに該当する場合を除いて、商標権又は商標に関する権利を享有出来ない。

1.その者が属した国家で大韓民国の国民に対して、その国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

2.大韓民国がその外国人に対して商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合には、その者が属する国家で大韓民国の国民に対してその国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

3.条約及びこれに準ずるもの(以下、“条約”という)によって、商標権又は商標に関する権利の享有を認める場合

<新設 2011.12.2>

第5条の25【書類提出の効力発生時期】

①この法律又はこの法律による命令により、特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物を含む。以下、この条において同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合に、郵便物の通信日附印で表示された日が明らかな場合にはその表示された日、その表示された日が不明な場合には郵便物の受領証によって証明された日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。但し、商標権及び商標に関する権利の登録申請書類と「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書」(以下、“議定書”という)第2条(2)による国際出願(以下、“国際出願”という)に関する書類を郵便で提出する場合には、この限りでない。

③第1項及び第2項に規定されたもの以外の郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

<新設 2011.12.2>

第5条の26【固有番号の記載】

①商標に関する手続を行う者の中、産業通商資源部令で定める者は、特許庁長又は特許審判院長に自己の固有番号の附与を申請しなければならない。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項による申請がある場合に、申請人の固有番号を附与し、これを知らせなければならない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第1項による固有番号の附与申請をしない者に対しては職権で固有番号を附与し、これを知らせなければならない。

④第2項又は第3項により固有番号を与えられた者が商標に関する手続を行う場合には、産業通商資源部令で定める書類に自己の固有番号を書かなければならない。この場合、該当書類に住所(法人である場合には営業所の所在地)を省略することが出来る。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

⑤商標に関する手続を行う者の代理人に関しては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

⑥固有番号の附与申請、固有番号の附与及び通知、その他に固有番号に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 27【電子文書による商標に関する手続の遂行】

①商標に関する手続を行う者は、この法律によって特許庁長又は特許審判院長に提出する商標登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式によって電子文書化して、これを情報通信網を利用して提出するか、フロッピーディスク又は光ディスク等の電子的記録媒体に収録して提出することが出来る。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

②第 1 項により提出された電子文書は、この法律により提出された書類と同一の効力を持つ。

③第 1 項により情報通信網を利用して提出された電子文書は、該当文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものとみなす。

④第 1 項により電子文書で提出することが出来る書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 28【電子文書利用申告及び電子署名】

①電子文書により商標に関する手続を行おうとする者は、予め特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならず、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人を識別することが出来るように電子署名をしなければならない。

②第 5 条の 27 により提出された電子文書は、第 1 項による電子署名をした者が提出したものとみなす。

③第 1 項による電子文書利用申告手続及び電子署名方法などに必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

<新設 2011.12.2>

第 5 条の 29【情報通信網を利用した通知等の遂行】

①特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官・審査長又は審査官は、第5条の28第1項によりて電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下、“通知等”という)をしようとする場合には、情報通信網を利用しすることが出来る。

②第1項により情報通信網を利用して行った書類の通知などは、書面としたものと同一の効力を持つ。

③第1項による書類の通知などは、該当通知などを受ける者が使用する電算情報処理組織のファイルに記録された時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。

④第1項により情報通信網を利用して行う通知等の種類・方法などに必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

<新設 2011.12.2>

第2章 商標登録要件及び商標登録出願

第6条【商標登録の要件】

①次の各号の1に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

<改正 1997.8.22 >

1. その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
2. その商品について慣用されている商標
3. その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標 <改正 2009.5.21、2010.2.4、2010.6.8、2011.6.30 >
4. 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
5. ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
6. 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
7. 第1号乃至第6号のほか、需要者が何人かの業務に係る商品であることを識別することができない商標

②第 1 項第 3 号乃至第 6 号に該当する商標であっても、第 9 条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者の間にその商標が何人かの業務に係る商品を表示するものであることを顕著に認識することができるものについては、その商標を使用した商品を指定商品(第 10 条第 1 項及び第 47 条第 2 項第 3 号の規定により指定した商品及び追加して指定した商品をいう。以下同じ。)として、商標登録を受けることができる。〈改正 2001.2.3 〉

③第 1 項第 3 号(産地に限る)又は第 4 号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示の団体標章登録を受けることができる。〈新設 2004.12.31 〉

第 7 条【商標登録を受けることができない商標】

①次の各号のいずれかひとつに該当する商標は、第 6 条にもかかわらず、商標登録を受けることができない。〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2007.1.3、2010.1.27 〉

1. 大韓民国の国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章、大韓民国又は公共機関の監督用や証明用の印章又は記号と同一か、それと類似の商標。

1 の 2. 「工業所有権の保護のためのパリ条約」(以下、パリ条約という)の同盟国・世界貿易機関の加盟国又は「商標法条約」の締約国(以下、同項で「同盟国など」という)の国旗と同一か、それと類似の商標

〈新設 2010.1.27〉

1 の 3. 国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関の名称、略称、標章と同一か、それと類似の商標。但し、国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関の名称、略称、標章を商標登録出願した時にはその限りではない。

〈新設 2010.1.27〉

1 の 4. パリ条約第 6 条の 3 により、世界知的所有権機構から通知を受け、特許庁長が指定した同盟国などの紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一か、それと類似の商標。但し、同盟国又は同盟国などが加入した政府間の国際機構が自己の名称、略称(同盟国などが加入した政府間の国際機構に限る)、標章を商標登録出願した時にはその限りではない。

〈新設 2010.1.27〉

1の5. パリ条約第6条の3により、世界知的所有権機構から通知を受け、特許庁長が指定した同盟国など又はその公共機関の監督用や証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一又は類似の商品に関して使用するもの

<新設 2010.1.27>

2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人との関係を虚偽に表示し、又はこれらを誹謗若しくは侮辱し、又はこれらについて悪評を受けるおそれがある商標

3. 国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人であって営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章であって、著名なものと同一又は類似の商標。但し、国家・公共団体若しくはこれらの機関と公益法人又は公益事業体から自己の標章を商標登録出願するときは、この限りでない。

4. 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道德観念である善良な風俗に合わないか、又は公共の秩序を害するおそれがある商標<改正 2007.7.1>

5. 政府が開催し若しくは政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催し若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状若しくは褒章と同一又は類似の標章を有する商標。但し、その賞牌・賞状若しくは褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品について商標の一部としてその標章を使用するときは、この限りでない。

6. 著名な他人の氏名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。但し、その他人の承諾を得ているものを除く。

7. 先願による他人の登録商標(地理的表示の登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

7の2. 先願による他人の地理的表示の登録団体標章と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一であるか、同一であると認識されている商品に使用する商標

<新設 2004.12.31> <改正 2011.6.30>

8. 商標権が消滅した日(登録商標(地理的表示の登録団体標章を除く)を無効にすべき旨の審決があった場合には、審決の確定日をいう)から1年を経過していない他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標

8の2. 地理的表示の団体標章権が消滅した日(団体標章登録を無効とする審決がある場合には、審決の確定日をいう)から1年を経過しない他人の地理的表示の登録団体標章と同一又は類似の商標であって、その指定商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用する商標

<新設 2004.12.31> <改正 2011.6.30>

9. 他人の商品を表示するものとして需要者の間に顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標であって、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標

9 の 2. 特定地域の商品を表示するものとして需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用する商標

〈新設 2004.12.31〉 〈改正 2011.6.30〉

10. 需要者の間に顕著に認識されている他人の商品又は営業と混同を生ずるおそれがある商標

11. 商品の品質を誤認させたり、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標

12. 韓国内又は外国の需要者の間に特定人の商品を表示するものとして認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標として、不当な利益を得ようとするか、又はその特定人に損害を与えようとする等不正な目的を持って使用する商標

〈改正 2007.1.3〉

12 の 2. 韓国内又は外国の需要者の間に特定地域の商品を表示するものとして認識されている地理的表示と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとするか、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を与えようとする等不正な目的を持って使用する商標

〈新設 2004.12.31、改正 2007.1.3〉

13. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するために不可欠な(サービス業の場合にはその利用と目的に不可欠な場合をいう)立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音又は匂いのみからなる商標

〈改正 2007.1.3、2011.12.2〉

14. 世界貿易機構の加盟国内の葡萄酒及び蒸留酒の産地に関し地理的表示で構成され、又は同表示を含む商標であって、葡萄酒・蒸留酒若しくはこれと類似の商品について使用しようとする商標。但し、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として、第 9 条第 4 項による地理的表示の団体標章登録出願をした時には、この限りでない。

〈改正 2004.12.31、2011.12.2〉

15. 「植物新品種保護法」第 109 条により登録された品種名称と同一か、類似の商標であって、その品種名称と同一又はそれと類似の商品について使用する商標

〈新設 2010.1.27〉 〈改正 2012.6.1〉

16. 「農水産物品質管理法」第 32 条により登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用する商標

<新設 2011.6.30> <改正 2013.4.5>

17. 大韓民国が、外国と両者間又は多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護する他人の地理的表示と同一又は類似の商標又はその地理的表示で構成されたか、その地理的表示を含む商標として該当地理的表示を使用する商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用する商標

<新設 2011.6.30>

②第 1 項第 6 号・第 7 号・第 7 号の 2・第 8 号・第 8 号の 2・第 9 号・第 9 号の 2 及び第 10 号は、商標登録出願時にこれに該当するものに対して適用する。但し、商標登録出願人(以下、“出願人”という)が該当規定の他人に該当するかは、商標登録決定及び商標登録拒絶決定のいずれか 1 つに該当する決定(以下、“商標登録可否決定”という)時を基準とする

<改正 2004.12.31、2007.1.3、2013.4.5 >

③第 2 項本文にも係わらず、第 73 条第 1 項第 3 号を理由とする商標登録取消審判の請求人と出願人が同一であって、その取消審判請求日以後に次の各号のいずれか 1 つに該当する場合には、該当商標登録出願が、第 1 項第 7 号・第 7 号の 2・第 8 号及び第 8 号の 2 に該当するかは、商標登録可否決定時を基準とする。

<改正 1997.8.22、2004.12.31、2007.1.3、2010.1.27、2013.4.5 >

1.第 43 条第 2 項の但書きによる期間が過ぎた場合

2.商標権者が商標権の全部又は第 59 条による指定商品の一部を放棄した場合

3.第 73 条第 1 項第 3 号による商標登録取消審決が確定された場合

<改正 2013.4.5>

④第 1 項第 8 号及び第 8 号の 2 は次の各号のいずれかひとつに該当する場合は、適用しない。

<改正 1993.12.10、1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31、2007.1.3、2010.1.27>

1. 登録商標が、商標権が消滅した日前 1 年以上使用されていない場合

2. 登録商標が第 1 項第 6 号・第 9 号・第 9 号の 2・第 10 号・第 11 号・第 12 号及び第 12 号の 2、第 8 条又は第 73 条第 1 項第 7 号の規定に違反したことを事由として無効又は取消の審決が確定した後、その正当な出願人が商標登録出願をした場合

3. 登録商標に対する商標権の存続期間更新登録申請がされなかったまま第 43 条第 2 項但し書による 6 ヶ月の期間が経過した後に商標登録出願した場合

4. 第 73 条第 1 項第 3 号による取消審判が請求された登録商標と同一であるか類似の標章が商標登録出願された場合

〈新設 2007.01.03、2010.1.27、2013.4.5〉

5. 第 8 条第 5 項各号のいずれかひとつに該当する場合であって、同条同項により取消審判請求人が商標登録を受けることができる期間が過ぎた後に商標登録出願がある場合

〈新設 2007.01.03〉

⑤第 73 条第 1 項第 2 号・第 3 号、第 5 号から第 13 号までの規定に該当する旨を理由として商標登録の取消の審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれかひとつに該当するに至ったときは、商標権者及びその商標を使用した者は、その該当するに至った日から 3 年が経過した後に商標登録出願をしなければ、消滅した登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品(地理的表示の団体標章の場合は同一であるか同一であると認識されている商品をいう)に対して商標登録を受けることができない。

〈改正 1997.8.22、2004.12.31、2011.6.30、2011.12.2〉

1. 存続期間満了により商標権が消滅した場合

2. 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合

3. 商標登録取消しの審決が確定した場合

⑥第 1 項第 7 号の 2・第 8 号の 2 及び第 9 号の 2 の規定は、同音異義語地理的表示の団体標章の相互間ではこれを適用しない。

〈新設 2004.12.31〉

第 8 条【先願】

①同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標について、異なった日に二以上の商標登録出願があったときは、先に出願した者のみとその商標について商標登録を受けることができる。

②同一又は類似の商品について使用をする同一又は類似の商標について同日に二以上の商標登録出願があったときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみとその商標について商標登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許庁長が行う抽選により決定された一の出願人のみと商標登録を受けることができる。

③商標登録出願が放棄され取下げ若しくは無効となったとき、又は商法登録拒絶決定若しくは審決が確定したときは、その商標登録出願は第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、初めからなかったものとみなす。〈改定 2001.2.3〉

④特許庁長は、第 2 項の場合は、出願人に期間を定めて、協議の結果を届け出るべき旨を命じその期間内に届出がないときは、第 2 項の規定による協議は成立しなかったものとみなす。

⑤ <削除 2013.4.5>

⑥ <削除 2013.4.5>

⑦第 1 項及び第 2 項の規定は次の各号の 1 に該当する場合には、これを適用しない。<新設 2004.12.31、改正 2007.1.3>

1. 同一(同一であると認識されている場合を含む)ではない商品について同一又は類似の標章であって 2 以上の地理的表示の団体標章登録出願、又は地理的表示の団体標章登録出願と商標登録出願がある場合<新設 2004.12.31> <改正 2011.6.30>

2. 互いに同音異義語地理的表示に該当する標章であって、2 以上の地理的表示の団体標章登録出願がある場合<新設 2004.12.31>

⑧ <削除 2013.4.5>

第 9 条【商標登録出願】

①商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3>

1. 出願人の氏名及び住所(法人にあつてはその名称・営業所の所在地)

2. 出願人の代理人がある場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3. 商標

4. 指定商品及びその類区分

5. 第 20 条第 3 項に規定した事項(優先権を主張しようとする場合に限り記載する。)

6. <削除 2001.2.3>

7. その他産業通商資源部令で定める事項

<改正 2013.3.23>

②商標登録を受けようとする商標が、第 2 条第 1 項第 1 号イ目の立体的形状又は同号口目に該当する標章からなる商標である場合には、第 1 項の各号の事項の他に産業通商資源部令で定めるところにより、その趣旨と説明(立体的形状である場合は、説明は除く)を出願書に記さなければならない。

<改正 1997.8.22、2007.01.03、2011.12.2、2008.2.29、2013.3.23>

③商標登録を受けようとする商標が第2条第1項第1号八目に該当する商標である場合は、第1項各号の事項の他に産業通商資源部令で定めるところにより、その趣旨と説明及び該当標章を記号・文字・図形やその他の視覚的方法で写実的に表現したもの(以下、“視覚的表現”という)を各々出願書に記載しなければならない。

<改正 2004.12.31、2011.12.2、2008.2.29、2013.3.23>

④団体標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項のほか、大統領令が定める団体標章の使用に関する事項を定める定款を添付した団体標章登録出願書を提出しなければならない。

この場合、第2条第1項第3号の4の規定による地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その趣旨を団体標章登録出願書に記載しなければならないが、第2条第1項第3号の2の規定による地理的表示の定義に合致することを立証することが出来る大統領令が定める書類を共に提出しなければならない。

<改正 2011.12.2>

⑤証明標章登録を受けようとする者は、第1項の各号の事項の他に、大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類(法人の場合は、定款を言い、法人ではない場合は規約をいう。以下、“定款又は規約”という)と、証明しようとする商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他の特性を証明し管理することが出来ることを立証する書類を添付した証明標章登録出願書を提出しなければならない。

<新設 2011.12.2>

⑥業務標章登録を受けようとする者は、第1項の各号の事項の他、その業務の経営事実を立証する書面を添付した業務標章登録出願書を提出しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第9条の2【出願の日の認定等】

①特許庁長は、商標登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当する場合を除き、商標登録出願に係る出願書が特許庁に到達した日を商標登録出願日として認定しなければならない。

<改正 2011.12.2>

1. 商標登録を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき

2. 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できない程度に明確でないとき

3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標の記載がなく、又はその記載が商標として認識できない程度に鮮明でないとき

3の2. 商標登録出願書に視覚的表現を記載しない場合(第2条第1項第1号八目の標章のみが該当する)

〈新設 2011.12.2〉

4. 指定商品の記載がないとき

5. 国語で記載されていないとき

②特許庁長は、商標登録出願が第1項各号の1に該当するときは、商標登録を受けようとする者に対し、相当の期間を指定して、商標登録出願について補完をすべきことを命じなければいけない。

③第2項の規定による補完命令に従って商標登録出願を補完するには、手続の補完に係る書面(以下、“手続補完書”という。)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項の規定による補完命令を受けた者が、指定された期間内にその補完をした場合にはその手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願日として認定しなければならない。

⑤特許庁長は、第2項の規定による補完命令を受けた者が、指定された期間内にその補完をしないときは、当該商標登録出願は不適当な出願としてこれを却下することができる。

〈本条新設 2001.2.3〉

第10条【1商標1出願】

①商標登録出願をしようとする者は、産業資源部令が定める商品類区分に従い1類区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、産業資源部令が定めるところに従い一つの出願書に商品とサービス業を同時に指定することができる。〈改正 1993.3.6、1995.12.29、1997.8.22、2001.2.3、2007.01.03、2008.2.29、2013.3.23〉

②第1項による各商品類区分に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。〈新設 2007.01.03〉

③第1項の規定による商品類区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

第11条〈削除 1997.8.22〉

第12条【出願の承継及び分割移転等】

①商標登録出願の承継は相続その他一般承継の場合を除き、出願人変更申告をしなければその効力を生じない。

〈改正 2001.2.3〉

②商標登録出願はその指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品はともに移転しなければならない。

③<削除 1997.8.22 >

④商標登録出願の相続その他一般承継の場合は、承継人は遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

⑤商標登録出願が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の承諾を得なければ、その持分を譲渡することができない。

<改正 1997.8.22 >

⑥第 2 項の規定により分割して移転された商標登録出願は原商標登録出願をしたときに出願したものとみなす。但し、第 20 条第 3 項及び第 4 項又は第 21 条第 2 項の規定の適用については、この限りでない。

⑦業務標章登録出願はこれを譲渡することができない。但し、その業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑧第 7 条第 1 項第 1 号の 3 の但し書、第 1 号の 4 の但し書及び第 3 号の但し書による商標登録出願は譲渡することができない。但し、第 7 条第 1 項第 1 号の 3、第 1 号の 4 及び第 3 号の名称、略称、標章に係る業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

<改正 2010.1.27>

⑨団体標章登録出願はこれを移転することができない。但し、法人の合併の場合は、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑩証明標章登録出願はこれを移転することが出来ない。但し、該当証明標章に対して、第 3 条の 3 による証明標章の登録を受けることが出来る者にその業務と共に移転する場合は、特許庁長の許可を得て移転することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 13 条【手続の補正】特許庁長又は特許審判長は商標に係る出願、請求その他の手続が次の各号のいずれかひとつに該当する場合は期間を定めて補正を命じなければならない。

<改正 2001.2.3、2002.12.11、2007.1.3、2011.12.2>

1. 第 5 条第 1 項又は第 5 条の 4 に違反した場合

<改正 2011.12.2>

2. この法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反した場合

3. 第 37 条の規定により納付すべき手数料を納付しない場合

第 14 条【出願公告決定前の補正】

①出願人は最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内において第 15 条の場合を除き、その商標登録出願に係る指定商品及び商標を補正することができる。

②第 1 項による補正は、**商標登録可否決定**の通知書が送達された後にはすることができない。但し、第 70 条の 2 による拒絶査定に対する審判を請求する場合はその請求日から 30 日以内又は第 81 条によって準用される第 23 条第 2 項・第 46 条の 4 第 2 項・**第 3 項**又は第 48 条第 2 項・**第 3 項**による意見書の提出期間内に補正することができる。

<改正 1993.12.10、1995.1.5、2001.2.3、2010.1.27、**2013.4.5**>

第 15 条【出願公告決定後の補正】出願人は第 24 条による出願公告決定の謄本の送達後に次の各号のいずれかひとつに該当する場合、該当の号で定める期間内に最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲内において指定商品及び商標を補正することができる。

<改正 1995.1.5、2001.2.3、2011.12.>

1. 第 23 条第 2 項又は第 48 条第 2 項による拒絶理由の通知を受けて、その拒絶理由に示された事項に対して補正しようとする場合には、意見書の提出期間

<改正 2011.12.2>

2. 第 25 条による商標登録異議申請がある時に、異議申請理由に示された事項に対して補正しようとする場合には、第 27 条第 1 項による答弁書の提出期間

<改正 2011.12.2>

3. 第 23 条第 1 項による商標登録拒絶決定及び第 48 条第 1 項による指定商品の追加登録拒絶決定を受けて、商標登録拒絶決定及び指定商品の追加登録拒絶決定の理由に示された事項に対して、第 70 条の 2 による拒絶決定に対する審判を請求した場合には、審判の請求日から 30 日

<改正 2011.12.2>

第 16 条【出願の要旨変更】

①第 14 条及び第 15 条の規定による補正が次の各号の 1 に該当する場合は商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。

1. 指定商品の範囲の減縮

2. 誤記の訂正

3. 不明瞭な記載の釈明

4. 商標の付記的な部分の削除

②出願公告決定の謄本の送達の前にした商標登録出願に関する商標、又は指定商品の補正が要旨を変更するものと商標権の設定の登録があった後に認めるときは、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願をしたものとみなす。〈改正 1997.4.10〉

③出願公告決定の謄本の送達の後にした商標登録出願に関する商標、又は指定商品の補正が 15 条の規定に違反したものと商標権の設定の登録があった後に認めるときは、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願に関し商標権が設定の登録されたものとみなす。〈新設 1997.4.10〉

第 17 条【補正の却下】

①審査官は、商標登録出願について第 14 条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第 1 項の規定による却下の決定があるときは、当該決定の謄本の送達があった日から 30 日を経過するまでは当該商標登録出願について商標登録可否決定をしてはならず、出願公告をすべき旨の決定をする前に第 1 項の規定による却下の決定があったときは、出願公告決定もしてはならない。〈改正 2001.2.3〉

③審査官は、出願人が第 1 項の規定による却下の決定に対し第 70 条の 3 の規定による補正の却下の決定に対する審判を請求したときは、その審判の審決が確定するまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。〈改正 1995.1.5〉

④審査官は、商標登録出願について第 15 条の規定による補正が出願の要旨を変更するものであるときは、決定をもってその補正を却下しなければならない。

⑤第 1 項及び第 4 項の規定による却下の決定は書面をもって行い、且つ、理由を付さなければならない。

⑥第 4 項の規定による却下の決定については不服することができない。但し、第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判を請求する場合は、この限りでない。〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

第 17 条の 2【修正定款等の提出】

①団体標章登録出願人は第 9 条第 4 項に規定された定款の修正が必要な時には、第 14 条第 2 項又は第 15 条による期間内に特許庁長に修正定款を提出することができる。

〈改正 2011.12.2〉

②証明標章登録出願人は、第9条第5項に規定された定款又は規約の修正が必要な時には、第14条第2項又は第15条による期間内に特許庁長に修正定款又は修正規約を提出することができる。

<新設 2011.12.2>

<本条新設 2004.12.31 >

第18条【出願の分割】

①出願人は二以上の商品を指定商品として商標登録出願した場合は、第14条及び第15条の規定による補正をすることができる期間内に二以上の商標登録出願に分割することができる。

<改正 1997.8.22 >

②第1項の規定により分割された商標登録出願(以下、“分割出願”という)がある場合、その分割出願は最初に商標登録出願をしたときに申請したものを見なす。但し、第20条第3項及び第4項又は第21条第2項の規定を適用するにおいては、この限りでない。<改正 2007.01.03>

第19条【出願の変更】

①次の各号のいずれか一つに該当する出願をした出願人は、これを次の各号のいずれか一つに該当する他の出願に変更することができる。

- 1.商標登録出願
- 2.サービス標登録出願
- 3.団体標章登録出願(地理的表示団体標章登録出願を除く)
- 4.証明標章登録出願(地理的表示証明標章登録出願を除く)

<新設 2011.12.2>

②指定商品の追加登録出願をした出願人は、商標登録出願に変更することができる。但し、商標権の存続期間更新登録出願若しくは指定商品の追加登録出願の基礎となった登録商標に対して無効審判又は取消審判が請求されるか、又はその登録商標が無効審判、取消審判等で消滅した場合には、この限りでない。

- 1.商標権の存続期間更新登録出願
- 2.指定商品の追加登録出願

<改正 2010.1.27>

③第1項及び第2項によって変更された出願(以下、“変更出願”という)がある場合、その変更出願は最初に第1項各号又は第2項の出願をしたときに申請したものを見なす。但し、第20条第3項・第4項又は第21条第2項を適用する場合には、この限りではない。

<改正 2010.1.27>

④第1項及び第2項による出願の変更は、最初にした第1項各号又は第2項の出願に対する登録可否決定又は審決が確定された後にはすることができない。

<改正 2010.1.27>

⑤変更出願がある場合には、最初にした第1項各号又は第2項の出願は取下げたものと見なす。

[全文改正 2007.01.03、2010.1.27]

第20条【条約による優先権主張】

①条約により大韓民国国民に商標登録の出願に基づく優先権を認める当事国国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張するときは、第8条の規定の適用についてはその当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に商標登録出願についての優先権を認める当事国に商標登録出願した後、同一の商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様とする。

<改正 2011.12.2>

②第1項の規定により優先権を主張しようとする者は優先権主張の基礎となる最初の出願日から6月以内に出願しなければ、これを主張することができない。

③第1項の規定により優先権を主張しようとする者は商標登録出願時に商標登録出願書にその旨、最初に出願した国名及び出願の年月日を記載しなければならない。

④第3項の規定により優先権を主張した者は最初に出願した国の政府が認める商標登録出願の年月日を記載した書面・商標及び指定商品の謄本を商標登録出願日から3月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第3項の規定により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項に規定する書類を提出しないときは、その優先権主張は効力を失う。

第21条【出願時の特例】

①商標登録を受けることができる者が次の各号の1の博覧会に出品した商品について使用した商標について、その出品した日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をした場合は、当該商標登録出願はその出品の時に提出したものとする。

1. 政府若しくは地方自治団体が開催する博覧会
2. 政府若しくは地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会
3. 政府の承認を得て外国で開催する博覧会

4. 条約の当事国領域内でその政府若しくはその政府から承認を得た者が開催する国際博覧会
〈改正 2009.5.21、2010.2.4、2010.6.8、2011.6.30〉

②第1項の規定の適用を受けようとする者はその旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、且つ、これを証明することができる書面を商標登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

〈改正 2010.6.8〉

第3章 審査

第22条【審査官による審査】

①特許庁長は審査官に商標登録出願及び商標登録異議の申立てを審査させる。

②審査官の資格に関し必要な事項は、大統領令で定める。

③何人もその商標登録出願が第23条第1項各号の1に該当すると認める場合は、その情報を証拠とともに特許庁長に提供することができる。〈改正 1997.8.22〉

第22条の2【専門調査機関に対する商標検索の依頼等】

①特許庁長は、商標登録出願の審査において必要であると認める場合には、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる。〈改正 2001.2.3、2007.1.3、2011.6.30〉

②特許庁長は、商標登録出願の審査に関し必要であると認めるときは、関係行政機関、若しくは商標に関する知識と経験が豊富な者、又は関係人に協助を要請し若しくは意見を聞くことができる。

③特許庁長は「農水産物品質管理法」若しくは「水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合、地理的表示の該当可否に関して農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。〈新設 2004.12.31、2007.01.03、2011.7.21、2008.2.29、2013.3.23〉

④第1項の規定による専門調査機関の指定基準及び商標検索などの依頼に関して必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2007.1.3、2011.6.30〉

[本条新設 1997.8.22]

第22条の3(専門調査機関の指定取消等)

①特許庁長は、第 22 条の 2 第 1 項による専門調査機関が第 1 号に該当する場合には、専門調査機関の指定を取消さなければならず、第 2 号に該当する場合にはその指定を取消するか、又は 6 月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1.嘘その他の不正な方法で専門調査機関の指定を受けた場合

2.第 22 条の 2 第 4 項による指定基準に適合しなくなった場合

②特許庁長は、第 1 項により専門調査機関の指定を取消するか業務の停止を命じるためには、聴聞を実施しなければならない。

<改正 2013.4.5>

③第 1 項による指定取消及び業務停止の基準、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

[本条新設 2007.01.03]

第 22 条の 4 【審査の順位及び優先審査】

①商標登録出願に関する審査は出願の順位による。

②特許庁長は、次の各号のいずれかひとつに該当する商標登録出願については、第 1 項の規定に関わらず、審査官が他の商標登録出願に優先して審査させることができる。

1.商標登録出願後、出願人ではないものが正当な理由がなく業として商標登録出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用していると認められる場合

2.出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全てに使用しているなど、大統領令で定める商標登録出願として緊急な処理が必要であると認められる場合

<新設 2010.1.27> <改正 2013.4.5>

第 23 条【商標登録拒絶の決定及び拒絶理由通知】

①審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録出願に対して商標登録拒絶決定をしなければならない。<改正 1997.8.22、2001.2.3、2007.01.03>

1.第 3 条、第 5 条の 24、第 6 条から第 8 条まで、第 10 条第 1 項、第 12 条第 2 項後段、同条第 5 項又は第 7 項から第 10 項までの規定によって商標登録ができない場合

<改正 2011.12.2>

2.条約の規定に違反したとき

3.条約当事国に登録された商標又はこれに類似の商標であって、その商標に係る権利を有する者の代理人若しくは代表者又は商標登録出願の日前1年以内に代理人若しくは代表者であった者が、商標に係る権利を有する者の承諾を得ない等の正当な理由がないのにその商標に係る指定商品と同一又はこれに類似の商品を指定商品として商標登録出願をした場合。但し、その権利者から商標登録異議の申立てがあるか、又は第22条第3項の規定による情報の提供があるときに限る。

4.第2条第1項第1号から第3号まで、第4号及び第5号による標章の定義に合致しないか、又は地理的表示の団体標章又は地理的表示証明標章の場合には、その地理的表示と標章が同項第3号の2・第3号の4及び第4号の2による地理的表示と標章の定義に合致しない場合

<新設 2001.2.3 ><改正 2004.12.31、2011.12.2 >

5.地理的表示の団体標章登録出願において、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者に対し、定款により団体への加入を禁止するか、又は定款に充足しがたい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合

<新設 2004.12.31 >

6.第9条第4項による定款に、大統領令が定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載しなかったか、同条第5項による定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部の記載がない場合

<新設 2004.12.31 ><改正 2011.12.2 >

7.第3条の2・第3条の3及び第4条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることが出来る者に該当しない場合

<新設 2011.12.2 >

8.証明標章登録出願において、その証明標章を使用することが出来る商品を生産・製造・加工又は販売することを業として営為する者やサービス業を営為する者に対して、正当な事由なしに定款又は規約で使用を許諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定するなど、実質的に使用を許諾しない場合

<新設 2011.12.2>

②審査官は、第 1 項の規定により商標登録拒絶の決定をしようとする場合には、出願人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

<改正 2001.2.3、2007.01.03、2013.4.5>

③審査官は、第 2 項の前段により拒絶決定の理由を通知する場合に、2 以上の指定商品の一部又は全部に拒絶理由がある時には、その該当指定商品ごとに拒絶理由と根拠を具体的に示さなければならない。

<新設 2013.4.5>

④第 2 項後段による期間内に意見書を提出しない出願人は、その期間の満了日から 2 ヶ月以内に商標に関する手続を続行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

<新設 2013.4.5>

第 24 条【出願公告】

①審査官は、商標登録出願について拒絶理由を発見することができないときは、出願公告すべき旨の決定をしなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の規定による決定があったときは、その決定の謄本を出願人に送達し、その商標登録出願について商標公報に掲載して出願公告をしなければならない。

③特許庁長は出願公告のあった日から 2 ヶ月間、商標登録出願書類及びその附属書類を特許庁において公衆の閲覧に提供しなければならない。<改正 2007.1.3>

第 24 条の 2【損失補償請求権】

①出願人は第 24 条第 2 項(第 49 条第 3 項及び第 81 条第 1 項の規定により準用している場合を含む。)の規定による出願公告があった後、当該商標登録出願に係る指定商品と同一又はこれに類似の商標に対し、当該商用登録出願に係る商標と同一又はこれに類似の商標を使用する者に、書面をもって警告することができる。但し、出願人が当該商標登録出願の写しを提示する場合には、出願公告前であっても書面にて警告することができる。

②第 1 項の規定により警告をした出願人は、警告後商標権を設定登録するまでの期間に生じた当該商標の使用による業務上の損失に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第 2 項の規定による請求権は、当該商標登録出願に係る商標権の損失登録があった後でなければ、これを行使することができない。

④第2項の規定による請求件の行使は、商標権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第52条、第66条、第69条及び第70条と「民法」第760条及び第766条の規定は、第2項の規定による請求権を行使する場合にこれを準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”は“当該商標権の設定登録日”と見なす。

⑥商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当するときには、第2項の規定による請求権は最初から発生しなかったものと見なす。〈改正 2007.01.03〉

1.商標登録出願の放棄・取下げ又は無効となったとき

2.商標登録出願に対する商標登録拒絶決定が確定されたとき

3.第71条の規定により商標登録を無効とするという審決(同条第1項第4号乃至第6号の規定による場合を除く。)が確定されたとき

〈本条新設 2001.2.3〉

第24条の3【職権による補正等】

① 審査官は出願公告決定を行うときに商標登録出願書に記載された指定商品又はその類区分に明白に誤って記載された内容があれば、職権で補正(以下、「職権補正」という)することができる。

② 第1項によって審査官が職権補正するためには、第24条第2項による出願公告決定の謄本送達と共にその職権補正事項を出願人に知らさなければならない。

③ 出願人は職権補正事項の全て又は一部が受け入れられない場合は、第24条第3項による出願公告期間までにその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④ 出願人が第3項によって意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全て又は一部は最初からなかったものとみなす。

⑤ 明白に誤って記載された事項に対して職権補正が行われる場合、その職権補正は最初からなかったものとみなす。

〈新設 2010.1.27〉

第25条【商標登録異議の申立て】

①出願公告があったときは、何人も出願公告日から2ヶ月以内に第23条第1項各号及び第48条第1項第2号・第4号のいずれか一つに該当することを理由に、特許庁長に商標登録異議申立をすることができる。〈改正 1997.8.22、2007.01.03〉

②商標登録異議の申立てをしようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録異議申立書に必要な証拠を添付し特許庁長に提出しなければならない。〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2007.1.3〉

1. 商標登録異議申立人の氏名と住所(法人にあってはその名称及び営業所の所在地)

1 の 2. 代理人がいる場合においては、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人の特許法人の場合はその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)〈新設 2001.2.3 〉

2. 商標登録異議申立の対象

3. 〈削除 2007.1.3〉

4. 商標登録異議申立事項

5. 商標登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示

第 26 条【商標登録異議申立ての理由等の補正】 第 25 条第 1 項の規定により商標登録異議の申立てをした者(以下、“異議申立人”という。)は商標登録異議の申立て期間の経過後 30 日以内に商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。

第 27 条【商標登録異議の申立てに対する決定】

①審査官は、商標登録異議の申立てがあったときは、商標登録異議申立書の副本を出願人に送達し期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審査官は、第 26 条の規定による期間及び第 1 項の規定による期間経過後に商標登録異議の申立てについて決定をしなければならない。

③異議申立人がその理由若しくは証拠を提出しなかった場合には、第 1 項の規定にかかわらず第 26 条の規定による期間経過後に決定をもって商標登録異議申立を却下することができる。〈改正 2007.01.03〉

④商標登録異議の申立てに対する決定は書面をもって行い、その理由を付さなければならない。

⑤特許庁長は第 2 項の決定があったときは、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。

⑥商標登録異議の申立てに対する決定については不服することができない。

⑦第 4 項の規定による決定理由を附するにおいて、二以上の指定商品に対する決定理由が異なる場合は商品ごとに決定理由を付さなければならない。〈新設 1997.8.22 〉

第 28 条【商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶決定】

①審査官は、出願公告後拒絶の理由を発見した場合、職権により第 23 条の規定による商標登録拒絶決定をすることができる。〈改正 1997.8.22、2001.2.3〉

②第 1 項の規定により商標登録拒絶決定をする場合は、第 25 条の規定による商標登録異議の申立てがあってもその商標登録異議の申立てについては決定をしない。〈改正 2001.2.3〉

③特許庁長は、第 1 項の規定により商標登録拒絶決定をする場合は、異議申立人に商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。〈改正 2001.2.3.〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 29 条【商標登録異議申立ての競合】

①審査官は、二以上の商標登録異議の申立てについて審査又は決定を併合し若しくは分離することができる。

②審査官は、二以上の商標登録異議の申立てがある場合、その中のいずれか一つの商標登録異議の申立てについて審査した結果、異議の申立ての理由があると認めるときは、他の商標登録異議の申立てについては決定をしないことができる。

③特許庁長は第 2 項の規定により商標登録異議の申立てについての決定をしなかった異議申立人についても商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

第 30 条【商標登録の決定】 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由の発見をしないときは、商標登録すべき旨の決定をしなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 31 条【商標登録可否決定の方式】

①商標可否決定は文書をもって行い、その理由を付さなければならない。

②特許庁長は、商標登録可否決定があった場合、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 32 条【審査又は訴訟手続の中止】

①商標登録出願の審査において必要があるときは、審決が確定するまで、又は訴訟手続が完結するまでその商標登録出願の審査の手続を中止することができる。

②法院は訴訟において必要があるときは、商標登録可否決定が確定する時まで、その訴訟手続を中止することができる。〈改正 2001.2.3〉

第 33 条【審判規定の準用】 商標登録出願の審査に関しては、第 77 条の 4、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 77 条の 20、「民事訴訟法」第 143 条・第 299 条・第 367 条を準用する。

〈改正 2004.12.31、2007.1.3、2011.12.2〉

第 4 章 商標登録料及び商標登録等

第 34 条【商標登録料】

①商標権の設定登録、指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けようとする者は商標登録料を納付しなければならない。この場合、商標権の設定登録又は存続期間更新登録を受けようとする者は商標登録料を 2 回に分割して納付することができる。

②利害関係人は第 1 項による商標登録料を納付すべき者の意思と関係なく商標登録料を納付することができる。

③第 1 項による商標登録料、その納付方法、納付期間及び分割納付等に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3、2010.1.27、2008.2.29、2013.3.23〉

第 34 条の 2【商標登録料を納付する際の一部指定商品の放棄】

①2 以上の指定商品がある商標登録出願に対する商標登録決定を受けた者、指定商品の追加登録出願に対する指定商品の追加登録決定を受けた者、又は商標権の存続期間更新登録申請を行った者が、商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には、1 回次の商標登録料をいう)を納付したときには指定商品別に放棄することができる。

〈改正 2010.1.27〉

②第 1 項の規定による指定商品の放棄に係る必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

〈改正 2008.2.29、2013.3.23〉

〈本条新設 2001.2.3〉

第 35 条【商標登録料の納付期間延長】 特許庁長は第 34 条第 3 項の規定による商標登録料の納付期間を請求により 30 日の期間内に限り、延長することができる。

第 36 条【商標登録料の未納による出願、又は申請の放棄】 第 34 条第 3 項及び第 35 条による納付期間に該当商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合は、1 回次の商標登録料をいう)を納付しない時(納付期間が満了になっても、第 36 条の 2 により補填を命じた場合にはその補填期間内に補填しなかった時を、第 36 条の 3 に該当する場合はその該当期間以内に納付しない時をいう)には、商標登録出願又は指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間更新登録申請は、これを放棄したものとみなす。〈改正 2002.12.11、2010.1.27〉

第 36 条の 2【商標登録料の補填】

①特許庁長は、商標権の設定登録、指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けようとする者、又は商標権者が第 34 条第 3 項又は第 35 条による納付期間に商標登録料の一部を納付しなかった場合に、商標登録の補填を命じなければならない。

〈改正 2010.1.27〉

②第 1 項の規定により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 月以内に商標登録料を補填することができる。

③第 2 項の規定により商標登録料を補填する者は、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間を経過して商標登録料を補填する場合に、納付しなかった金額の 2 倍の範囲内で産業通商資源部令が定める金額を納付しなければならない。〈改正 2009.5.21〉

〈本条新設 2002.12.11、2008.2.29、2013.3.23〉

第 36 条の 3【商標登録料の納付又は補填による商標登録出願の回復等】

①商標登録出願又は指定商品の追加登録出願の出願人、商標権の存続期間更新登録申請の申請人又は商標権者が、その責めに帰することができない理由により、第 34 条第 3 項又は第 35 条による納付期間内に商標登録料を納付しないか、若しくは第 36 条の 2 第 2 項による補填期間内に補填しなかったときは、その事由がなくなった日から 14 日以内にその商標登録料を納付するか、又は補填することができる。但し、納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち、遅い日から 6 ヶ月が過ぎたときはこの限りではない。〈改正 2002.12.11、2010.1.27〉

②第 1 項により商標登録料を納付、若しくは補填した者は、(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には、1 回次の商標登録料を納付、若しくは補填した者をいう)第 36 条にかかわらず、その商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の存続期間更新登録申請を放棄しないものとみなす。〈改正 2002.12.11、2010.1.27〉

③第 2 項の規定により、商品登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復されたときには、その商品登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権の効力は、第 34 条第 3 項又は第 35 条の規定による納付期間が経過した後、商標登録出願・指定商品の追加登録出願又は商標権が回復される前に、その商標と同一又はこれと類似の商標を、その指定商品と同一又はこれと類似の商品に使用した場合における行為には及ばない。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 37 条【手数料】

①商標に係る出願・請求その他の手続をする者は手数料を納付しなければならない。但し、第 71 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の規定により審査官が請求する無効審判に対する手数料は、この限りでない。

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間などに関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

〈改正 1993.3.6、1995.12.29、2001.2.3、2008.2.29、2013.3.23〉

③第 43 条第 2 項但し書による期間に商標権の存続期間更新登録申請をしようとする者は第 2 項による手数料に産業通商資源部令で定める金額を加えて納付しなければならない。

〈改正 1995.12.29、2001.2.3、2010.1.27、2008.2.29、2013.3.23〉

〈新設 1993.12.10〉

第 38 条【商標登録料等の返還】

①納付された商標登録料と手数料は返還しない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、納付した者の請求により返還する。〈改正 1993.12.10、2001.2.3、2010.1.27〉

1.商標登録料と手数料が間違っ納付された場合

2.商標登録出願(分割出願、変更出願、分割出願又は変更出願の基礎となった、優先審査申請がある出願及び第 86 条の 14 第 1 項により、この法律による商標登録出願と見る国際商標登録出願は除く)後 1 月以内に該当商標登録出願を取下げ又は放棄した場合、既に納付された手数料中、商標登録出願料及び商標登録出願の優先権主張申請料

〈改正 2010.1.27〉

②特許庁長は、納付された商標登録料と手数料が第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合には、これを納付した者に通知しなければならない。〈改正 2001.2.3〉

③第 1 項各号以外の部分但書きによる商標登録料と手数料の返還のための請求は、第 2 項による通知を受けた日から3年を経過したときには行うことができない。〈新設 2001.2.3、改正 2007.5.17〉

[全文改正 2007.01.03]

第 39 条【商標原簿】

①特許庁長は特許庁に商標原簿を備え、次の各号の事項を登録する。

1. 商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商品分類転換・指定商品の追加又は処分の制限<改正 2001.2.3、2002.12.11 >

2. 専用使用权又は通常使用权の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3. 商標権・専用使用权又は通常使用权を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項の規定による商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等をもって作成することができる。

③第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、登録事項及び登録手続などに関し必要な事項は、大統領令で定める。

第 40 条【商標登録証の交付】

①特許庁長は、商標権の設定の登録があったときは、商標権者に対し、商標登録証を交付しなければならない。

②特許庁長は、商標登録証が商標原簿と符合しないときは、申請によるか又は職権で、商標登録証を回収して訂正交付し、又は新たな商標登録証を交付しなければならない。

第 5 章 商標権

第 41 条【商標権の設定の登録】

①商標権は設定の登録により発生する。

②特許庁長は、第 34 条第 1 項又は第 35 条により商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合は、1 回次の商標登録料をいう。以下、この項と同じ)を納付するとき、第 36 条の 2 第 2 項により商標登録料を補填したとき、又は第 36 条の 3 第 1 項により商標登録料を納付又は補填したときには、商標権を設定するための登録をしなければならない。<改正 2002.12.11、2010.1.27>

第 42 条【商標権の存続期間】

①商標権の存続期間は、商標権の設定登録の日から 10 年とする。、

②商標権の存続期間は、商標権の存続期間更新登録申請によって 10 年間ずつ更新することができる。<改正 1993.12.10、1997.8.22、2010.1.27>

③第 1 項及び第 2 項にもかかわらず第 34 条第 1 項後段により商標登録料を分割納付する場合であつて、同条第 3 項及び第 35 条による納付期間に 2 回次の商標登録料を納付しない場合(納付期間が満了となつても第 36 条の 2 によって補填を命じた場合にはその補填期間以内に納付しない場合を、第 36 条の 3 に該当する場合にはその該当期間以内に納付しない場合をいう)、その商標権は商標権の設定登録日、又は存続期間更新登録日から 5 年が過ぎると消滅する。

<新設 2010.1.27>

第 43 条【商標権の存続期間更新登録申請】

①第 42 条第 2 項により商標権の存続期間の更新登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標権の存続期間更新登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 1997.8.22、2001.2.3、2010.1.27 >

1. 第 9 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号及び第 7 号の事項

2. 登録商標の登録番号

3. <削除 1993.12.10 >

②商標権の存続期間更新登録申請書は、商標権の存続期間の満了前 1 年以内に提出しなければならない。但し、この期間内に商標権の存続期間更新登録申請をしない者は商標権の存続期間が終わつた後 6 ヶ月以内に商標権の存続期間更新登録申請をすることができる。<改正 1993.12.10、2010.1.27 >

③商標権が共有である場合は共有者全員が共同して商標権の存続期間更新登録申請をしなければならない。

<改正 2010.1.27 >

④第 1 項から第 3 項までにおいて規定した事項以外に商標権の存続期間更新登録申請に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。<改正 1993.12.10、1995.12.29、2001.2.3、2008.2.29、2010.1.27、2013.3.23 >

第 44 条 <削除 2010.1.27>

第 45 条 <削除 2010.1.27>

第 46 条【商標権の存続期間更新登録申請等の効力】

①第 43 条第 2 項による期間に商標権の存続期間更新登録申請をすれば、商標権の存続期間が更新されたものとみなす。但し、その商標権の存続期間更新登録出願について商標権の存続期間更新登録拒絶決定が確定したときは、この限りでない。〈改正 2001.2.3、2010.1.27〉

②商標権の存続期間更新登録は原登録の効力が終了する翌日から効力が生ずる。

第 46 条の 2【商品分類転換登録の申請】

①法律第 5355 号商標法中の改定法律の施行前、従前の第 10 条第 1 項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定し、商標権の設定登録・指定商品の追加登録又は商標権の存続期間更新登録を受けた商標権者は、当該指定商品を産業通商資源部令が定める商品類区分に従い書き換え（以下、“商品分類転換”という。）し、登録を受けなければならない。但し、法律第 5355 号商標法中の改定法律の第 10 条第 1 項の規定による通商産業部令が定める商品類区分に従い商品を指定し、商標権の存続期間更新登録を受けた者は、その限りではない。

〈改正 2008.2.29、2013.3.23〉

②第 1 項による商品分類転換の登録（以下、“商品分類転換登録”という。）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商品分類転換登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

〈改正 2010.1.27〉

1. 申請者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び営業所の所在地）
2. 代理人があるときは、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地（代理人が特許法人の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名）

3. 商標登録の登録番号

4. 書換の登録を受けようとする指定商品並びに商品類区分

③商品分類転換登録の申請は、商標権の存続期間満了日の前 1 年ら存続期間満了日後 6 月までの間にしなければならない。

④商標権が共有である場合は、共有者全員が共同して商品分類転換登録を申請しなければならない。

〈本条新設 2001.2.3〉

第 46 条の 3 <削除 2010.1.27>

第 46 条の 4【商品分類転換登録拒絶決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は商品分類転換登録の申請が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その申請について商品分類転換登録拒絶決定をしなければならない。<改正 2007.1.3>

1. 商品分類転換登録の申請の指定商品を当該登録商標の指定商品でない商品とするか、又は指定商品の範囲を実質的に越える場合

2. 商品分類転換登録の申請の指定商品が、産業通商資源部令の定める商品類区分に一致しない場合

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

3. 商品分類転換登録を申請するものが、当該商標の商標権者でない場合

4. 第 46 条の 2 の規定による商品分類転換登録申請要件を備えることができなかつた場合
<2007.1.3 施行>

5. 商標権が消滅するか、又は商標権の存続期間更新登録申請を放棄・取下げするか、存続期間更新登録申請が無効となる場合

<新設 2007.01.03、2010.1.27>

②審査官は、第 1 項の規定より商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には、申請人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、申請人は産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

[本条新設 2001.2.3] <改正 2013.4.5>

③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しない申請人は、その期間の満了日から 2 ヶ月以内に商品分類転換登録に関する手続を続行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

<新設 2013.4.5>

第 46 条の 5【商品分類転換登録】 特許庁長は、第 49 条第 2 項の規定により準用している第 30 条の規定による商品分類転換登録決定がある場合には、指定商品の分類を書換して登録しなければならない。

<本条新設 2001.2.3 >

第 47 条【指定商品の追加登録出願】

①商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加する指定商品の追加登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に関する商標権の存続期間満了日は、その登録商標権の存続期間満了日とする。<改正 1997.8.22、2011.6.30>

②第 1 項の規定による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品の追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。<改正 2001.2.3、2007.01.03>

1.第 9 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 5 号及び第 7 号の事項

2.登録商標の登録番号又は商標登録出願の出願番号

3.追加して指定すべき商品及びその類区分

第 48 条【指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由の通知】

①審査官は、指定商品の追加登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その指定商品の追加登録出願に対して指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。<改正 2001.2.3、2007.01.03>

1.第 23 条第 1 項各号の 1 に該当する場合

2.指定商品の追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合

3.<削除 2007.01.03>

4.登録商標の商標権が消滅し、又は商標登録出願が放棄され・取下げられ又は無効にされたとき、又は商標登録出願について商標登録拒絶決定が確定した場合

②審査官は、第 1 項の規定により指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合には、出願人に拒絶の理由を通知しなければならない。この場合、申請人は産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

<改正 2001.2.3、2013.4.5 >

③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しない申請人は、その期間の満了日から 2 ヶ月以内に指定商品の追加登録に関する手続を続行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

<新設 2013.4.5>

<本条題目改正 2001.2.3 >

第 49 条【準用規定】

①存続期間更新登録申請の手続きの補正に関しては第 13 条を準用する。

<改正 1997.8.22、2010.1.27>

②商標権の商品分類転換登録申請に関しては、第 10 条第 1 項、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 22 条、第 30 条から第 32 条まで、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号を準用する。

<改正 2001.2.3、2007.1.3、2011.12.2 >

③指定商品の追加登録出願に関しては、第 9 条の 2、第 10 条第 1 項、第 13 条から第 17 条まで、第 17 条の 2、第 20 条から第 22 条まで、第 22 条の 4、第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 25 条から第 32 条まで、第 77 条の 4、第 77 条の 10 第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 77 条の 20、「民事訴訟法」143 条、第 299 条及び第 367 条を準用する。

<改正 1997.8.22、2002.1.26、2002.12.11、2004.12.31、2007.1.3、2010.1.27、2011.12.2 >

第 50 条【商標権の効力】 商標権者は指定商品についてその登録商標の使用をする権利を専有する。但し、その商標権について専用使用権を設定したときは、第 55 条第 3 項の規定により専用使用権者が登録商標を使用する権利を専有する範囲内については、この限りでない。

第 51 条【商標権の効力が及ばない範囲】

①商標権(地理的表示団体標章権を除く)は、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはその効力が及ばない。

<改正 1997.8.22、2004.12.31、2007.01.03>

1. 自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅号・芸名・筆名とこれらの著名な略称を普通に使用する方法で表示する**商標**。

<改正 2013.4.5>

2. 登録商標の指定商品と同一であるか同一であると認識されている又はこれに類似する商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状（包装の形状を含む）・価格若しくは生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
〈改正 2011.6.30〉

2の2第9条第2項の規定による立体的形状からなつた登録商標において、その立体的形状が何人かの業務に関連した商品を表示するの識別することができない場合に、登録商標の指定商品と同一であるか同一であると認識されている又は類似の商品に使用する登録商標の立体的形状と、同一又は類似の形状からなつた商標
〈新設 2007.01.03〉 〈改正 2011.6.30〉

3. 登録商標の指定商品と同一又は類似の商品に対して慣用する商標と顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図からなつた商標

4. 登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な形状、色彩、色彩の組合、音又は匂いからなつた商標

〈改正 2001.2.3、2007.01.03、2011.12.2〉

②地理的表示の団体標章権は次の各号の1に該当する場合には、その効力が及ばない。〈新設 2004.12.31〉

1. 第1項第1号・第2号（産地に該当する場合を除く）又は第4号に該当する商標

2. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一の商品に対して慣用する商標

3. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一の商品に使用する地理的表示であつて、当該地域でその商品を生産・製造又は加工することを業として営む者が使用する地理的表示又は同音異義語地理的表示

4. 先出願による登録商標が、地理的表示登録団体標章と同一又は類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者・専用使用権者又は通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

③第1項第1号は、商標権の設定登録があった後に不正競争の目的で自己の姓名・名称又は商号、肖像、署名、印章又は著名な雅号・芸名・筆名とこれらの著名な略称を使用する場合には、適用しない。

<新設 2013.4.5>

第52条【登録商標等の保護範囲】

①登録商標の保護範囲は商標登録出願書に記載された商標(第2条第1項第1号八目に該当する商標の場合は、視覚的表現)によって定められる。

<改正 2011.12.2>

②指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載した商品に基づいて定められる。

<改正 2001.2.3 >

第53条【他人の意匠権等との関係】商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用の態様によりその商標登録出願日の前の出願に係る他人の特許権・実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願日の前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品のうち抵触する指定商品についての商標の使用は特許権者・実用新案権者・意匠権者又は著作権者の承諾を得なければ、その登録商標を使用することができない。<改正 1997.8.22 >

第54条【商標権等の移転及び共有】

①商標権はその指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似の指定商品は共に移転しなければならない。

②乃至④ <削除 1997.8.22 >

⑤商標権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

<改正 1997.8.22 >

⑥商標権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者全員の同意を得なければ、その商標権について専用使用権又は通常使用権を設定することができない。

<改正 1997.8.22 >

⑦業務標章権は、これを譲渡することができない。但し、その業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

⑧第7条第1項第1号の3の但し書、第1号の4の但し書及び第3号の但し書により登録された商標権は譲渡することができない。但し、第7条第1項第1号の3、第1号の4及び第3号の名称、略称又は標章に係る業務とともに譲渡する場合は、この限りでない。

<改正 2010.1.27>

⑨団体標章権は、これを移転することができない。但し、法人の合併の場合は特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑩証明標章権は、移転することが出来ない。但し、該当証明商標に対して第3条の3により登録を受けることが出来る者にその業務と共に移転する場合は、特許庁長の許可を受けて移転することが出来る。

<改正 2010.1.27、2011.12.2>

⑪業務標章権、団体標章権、証明標章権、第7条第1項第1号の3の但し書、第1号の4の但し書及び第3号但し書による商標権を目的とする質権は、設定することができない。

<新設 2011.12.2>

第54条の2【商標権の分割】

①商標権の指定商品が二以上であるときは、その商標権を指定商品ごとに分割することができる。

②第1項の分割は、第71条第2項の規定による無効審判が請求されたときには、審決が確定するまでは商標権が消滅した後においても行うことができる。

[本条新設 1997.8.22]

第55条【専用使用権】

①商標権者はその商標権について他人に専用使用権を設定することができる。

②業務標章権、団体標章権団体標章権又は証明標章権については専用使用権を設定することができない。

<改正 2011.12.2>

③第1項の規定による専用使用権の設定を受けた専用使用権者は、設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標の使用をする権利を専有する。

④専用使用権者はその商品に自己の氏名又は名称を表示しなければならない。

⑤専用使用権者は相続その他の一般承継の場合を除き、商標権者の承諾を得なければ、その専用使用権を移転することができない。

⑥専用使用権者は商標権者の承諾を得なければ、その専用使用権について質権を設定し、又は通常使用権を設定することができない。

⑦第54条第5項及び第6項の規定は専用使用権にこれを準用する。

第56条【商標権等の登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、登録しなければその効力を生じない。

<改正 2007.1.3、2011.12.2>

1.商標権の移転(相続その他一般承継によるものを除く)・変更・放棄による消滅・存続期間の更新・指定商品の追加又は処分の制限

2.<削除 2011.12.2>

3.商標権を目的とする質権の設定・移転(相続、その他一般承継による場合は除く)・変更・消滅(権利の混同による場合は除く)又は処分の制限

②第1項各号による商標権・専用使用権及び質権の相続、その他一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

<改正 2011.12.2>

第57条【通常使用権】

①商標権者はその商標権について他人に通常使用権を設定することができる。

②第1項の規定による通常使用権の設定を受けた通常使用権者は、その設定行為で定めた範囲内において、指定商品について登録商標を使用する権利を有する。

③通常使用権は、相続その他一般承継の場合を除き、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあっては、商標権者及び専用使用権者)の承諾を得なければ、これを移転することができない。

④通常使用権は、商標権者(専用使用権についての通常使用権にあつては、商標権者及び専用使用権者。)の承諾を得なければ、その通常使用権を目的とする質権を設定することができない。

⑤第 54 条第 5 項・第 55 条第 2 項及び第 4 項の規定は通常使用権にこれを準用する。

第 57 条の 2【特許権等の存続期間満了後の商標を使用する権利】

①商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した特許権が、商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特許権の範囲内において、その登録商標の範囲内で、その登録商標の指定商品と同一又はこれと類似する商標に対し、その登録商標と同一又はこれに類似する商標を使用する権利を有する。但し、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、その限りではない。

②商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した特許権が、商標権と抵触する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その満了の際現に存在する特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての「特許法」第 118 条第 1 項の効力を有する通常実施権を有する者は、同一又はこれと類似する商品について、その同一商標と同一又はこれに類似する商標の使用をする権利を有する。但し、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、その限りではない。〈改正 2007.1.3〉

③第 2 項の規定は、商標の使用をする権利を有する者は、商標権者又は専用使用権者に、相当の対価を支給しなければならない。

④当該商標権者又は専用使用権者は、第 1 項又は第 2 項の規定により商標を使用する権利を有する者に、その者の業務に関する商品と自己の業務に関する商品の間に混同を防止するのに必要な表示をするよう請求することができる。

⑤第 1 項及び第 2 項の規定により、商標を使用する権利を移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)しようとする時は、商標権者又は専用使用権者の同意を得なければならない。

⑥第 1 項乃至第 5 号の規定は、商標登録出願の日前又は商標登録出願の日と同日に出願して登録した実用新案権又は意匠権がその商標権と抵触する場合において、その実用新案権又は意匠権の存続期間が満了したときに準用する。

〈本条新設 2001.2.3 〉

第 57 条の 3【先使用による商標を継続して使用する権利】

①他人の登録商標と同一又は類似の商標を、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する者であつて、次の各号の要件を全て備えた者(その地位を承継した者を含む)は、該当商標をその使用する商品に対して継続して使用する権利を有する。

〈改正 2013.4.5〉

1.不正競争の目的なしに他人の商標登録出願前から国内で継続して使用していること

2.第1号により商標を使用した結果他人の商標登録出願時に国内需要者間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること

②自己の声名・商号など人格の同一性を表示する手段を商取引の慣行により商標として使用する者であつて、第1項第1号の要件を満たす者は、該当商標をその使用する商品に対して継続して権利を持つ。

<改正 2013.4.5>

③商標権者や専用使用権者は、第1項により商標を使用する権利を持つ者に、その者の商品と自己の商品間の出処の誤認や混同を防ぐことが出来る適切な表示をすることを請求することが出来る。

<新設 2013.4.5>

[本条新設 2007.01.03]

第58条【専用使用権・通常使用権等の登録の効力】

①次の各号に該当する事項は、これを登録しなければ第3者に対抗することができない。

1. 専用使用権又は通常使用権の設定・移転(相続、その他一般承継による場合は除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

2. 専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定・移転(相続、その他一般承継によるものを除く。)・変更・放棄による消滅又は処分の制限

<改正 2011.12.2>

②専用使用権又は通常使用権を登録したときは、その登録後に商標権又は専用使用権を取得した者に対してもその効力が生ずる。

<改正 2011.12.2>

③第1項各号による専用使用権・通常使用権及び質権の相続、その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長に届け出なければならない。

<改正 2011.12.2>

第59条【商標権の放棄】 商標権者は商標権について指定商品ごとにこれを放棄することができる。

第60条【商標権等の放棄の制限】

①商標権者は専用使用権者・通常使用権者又は質権者の承諾を得なければ、商標権を放棄することができない。

②専用使用権者は第 55 条第 6 項の規定による質権者、又は通常使用権者の承諾を得なければ専用使用権を放棄することができない。

③通常使用権者は第 57 条第 4 項の規定による質権者の承諾を得なければ、通常使用権を放棄することができない。

第 61 条【放棄の効果】 商標権・専用使用権・通常使用権及び質権の放棄がある場合は商標権・専用使用権・通常使用権及び質権はそのときから消滅する。

第 62 条【質権】 商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定した場合、質権者は当該登録商標を使用することができない。

第 63 条【質権の物上代位】 質権はこの法律による商標権の使用に対して受けるべき対価又は物に対しても、行うことができる。但し、その支払い又は引渡前に差押をしなければならない。

第 64 条【商標権の消滅】

①商標権者が死亡した日から 3 年以内に相続人がその商標権の移転登録をしなかった場合は、商標権者が死亡した日から 3 年になる日の翌日に商標権が消滅する。

②清算手続が進行中である法人の商標権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記がされていても清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から 6 月が過ぎた日のうち早い日とする。以下この項に同じ)までその商標権の移転登録をしなかった場合には、清算終結登記日の翌日に消滅する。

<新設 2007.01.03>

第 64 条の 2【商品分類転換登録をしない場合等の商標権の消滅】

① 次の各号のいずれか一つに該当する事由があるときには、商品分類転換登録の対象になる指定商品に関する商標権は、第 46 条の 2 第 3 項の規定において商品分類転換登録申請期間の終了日以内に到来する存続期間の満了日の翌日に消滅する。

<2007.1.3 施行>

1. 商品分類転換登録をすべき者が第 46 条の 2 第 3 項に規定する期間内に商品分類転換登録を申請しなかった場合

2. 商品分類転換登録申請が取り下げられた場合

3. 第 5 条の 15 第 1 項により、商品分類転換に関する手続きが無効になった場合

<改正 2011.12.2>

4. 商品分類転換登録拒絶決定が確定した場合

5. 第 72 条の 2 の規定により商品分類転換登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合

② 商品分類転換登録の対象になる指定商品で、第 46 条の 2 第 2 項の規定による商品分類転換登録申請書に記載されなかった指定商品に係る商標権は、商品分類転換申請書に記載された指定商品が第 46 条の 5 の規定において書換登録した日に消滅する。但し、商品分類転換登録が商標権の存続期間満了日以前になされる場合には、商標権の存続期間満了日の翌日に消滅する。

<改正 2007.01.03>

<本条新設 2001.2.3 >

第 6 章 商標権者の保護

第 65 条【権利侵害に対する差止請求権等】

① 商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

② 商標権者又は専用使用権者が第 1 項による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除去やその他必要な措置を請求することができる。

<改正 2011.12.2>

③ 第 1 項による侵害の禁止又は予防を請求する訴が提起された場合、法院は、原告又は告訴人(この法律による公訴の提起がある場合のみ該当する)の申請により、臨時に侵害行為の禁止、侵害行為に使用された物などの差し押さえやその他必要な措置を命じることが出来る。この場合、法院は原告又は告訴人に担保を提供させることが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 66 条【侵害とみなす行為】

① 次の各号の 1 に該当する行為は、商標権(地理的表示の団体標章権を除く)又は専用使用権を侵害するものとみなす。

<改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31 >

1. 他人の登録商標と同一の商標を、その指定商品と類似する商品に使用し、又は他人の登録商標と類似する商標をその指定商品と同一又は類似する商品に使用する行為。

2. 他人の登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用するか、又は使用させる目的で交付・販売・偽造・模造又は所持する行為

<改正 2004.12.31 >

3.他人の登録商標を偽造又は模造するか、もしくは偽造又は模造させる目的でその用具を製作・交付・販売又は所持する行為

<改正 2004.12.31 >

4.他人の登録商標若しくはこれと類似する商標が表示された指定商品と同一又は類似する商品を譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

②次の各号の1に該当する行為は地理的表示の団体標章権を侵害するものとみなす。

<新設 2004.12.31 >

1. 他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標（同音異義語地理的表示を除く。以下この項で同じ）をその指定商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用する行為

<改正 2011.6.30>

2. 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標を、その指定商品と同一であるか同一であると認識されている商品に使用するか、又は使用させる目的で交付・販売・偽造・模造又は所持する行為

<改正 2011.6.30>

3. 他人の地理的表示登録団体標章を偽造又は模造するか、若しくは偽造又は模造させる目的で、その用具を製作・交付・販売又は所持する行為

4. 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標が表示された指定商品と同一であるか同一であると認識されている商品を譲渡又は引渡するために所持する行為

<改正 2011.6.30>

第 67 条【損害の額の推定等】

①商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を故意又は過失により侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害した者がその侵害行為を組成した商品を譲渡したときは、その譲渡した商品の数量に、商標権者又は専用使用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた商品の単位数量当たりの利益額を乗じて得た額を、商標権者又は専用使用権者の損害額とすることができる。この場合の損害額は、商標権者又は専用使用権者が生産することができた商品の数量に、実体販売した商品の数量を控除した数量に、単位数量当たりの利益額を乗じた額を上限とする。但し、商標権者又は専用使用権者が当該侵害行為以外の理由で販売することができないとする事情があるときは、当該侵害行為外の事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。〈新設 2001.2.3〉

②商標権者又は専用使用権者が故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、権利を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額は、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額と推定する。

③商標権者又は専用使用権者は、故意又は過失により自己の商標権又は専用使用権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対し通常受けるべき金銭に相当する額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額として、その損害賠償を請求することができる。

④第3項の規定にかかわらず、損害の額が同項に規定する金額を超える場合は、その超過額についても損害賠償を請求することができる。この場合において、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、法院は損害賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。〈改正 2001.2.3〉

⑤法院は商標権又は専用使用権の侵害行為に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが、当該事実の性質上極めて困難であるときは、第1項乃至第4項の規定にかかわらず弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

〈新設 2001.2.3〉

第67条の2【法定損害賠償の請求】

①商標権者又は専用使用権者は、自己が使用している登録商標と同一であるか同一性がある商標を、その指定商品と同一であるか同一性がある商品に使用して、自己の商標権又は専用使用権を故意や過失で侵害した者に対して、第67条による損害賠償を請求する代わりに、5千万ウォン以下の範囲で相当の金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮して相当の損害額を認めることができる。

②第1項の前段に該当する侵害行為に対して、第67条により損害賠償を請求した商標権者又は専用使用権者は、法院が弁論を終結時までその請求を第1項による請求に変更することができる。

<新設 2011.12.2>

第 68 条【故意の推定】 第 90 条の規定により登録商標であることを表示した他人の商標権又は専用使用権を侵害した者は、その侵害行為についてその商標がすでに登録されている事実を知っていたものと推定する。

第 69 条【商標権者等の信用回復】 法院は、故意又は過失により商標権又は専用使用権を侵害したことにより商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を害した者に対しては、商標権者又は専用使用権者の請求により、損害賠償に代え、又は損害賠償とともに、商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

第 70 条【書類の提出】 法院は、商標権又は専用使用権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、他の当事者に対し、当該侵害行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。但し、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

第 7 章 審判

第 70 条の 2【拒絶決定に対する審判】 商標登録拒絶決定、指定商品の追加登録拒絶決定、商標権の存続期間更新登録決定及び商品分類転換登録拒絶決定のいずれかに該当する決定（以下、“拒絶決定”という。）を受けた者で、不服するときは、拒絶決定謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求することができる。〈改正 2001.2.3、2010.1.27〉

<本条題目改正 2001.2.3 >

第 70 条の 3【補正却下の決定に対する審判】 第 17 条第 1 項の規定による補正却下の決定を受けた者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達があった日から 30 日以内に審判を請求することができる。

[本条新設 1995.1.5]

第 71 条【商標登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が 2 以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

<改正 1997.8.22、2001.2.3、2004.12.31、2007.01.03>

1.商標登録又は指定商品の追加登録が第3条、第5条の24、第6条から第8条、第12条第2項後段、第5項及び第7項から第10項まで、第23条第1項第4号から第8号までの規定に違反した場合

<改正 2011.12.2>

2.商標登録又は指定商品の追加登録が条約に違反した場合

3.商標登録又は指定商品の追加登録がその商標登録出願によって発生した権利を承継しなかった者による場合

3の2.指定商品の追加登録が第48条第1項第4号に違反した場合<新設 2007.01.03>

4.商標登録後、その商標権者が第5条の24により商標権を享有することができない者となるか、その登録商標が条約に違反した場合

<改正 2007.1.3、2011.12.2>

5. 商標登録がされた後において、その登録商標が第6条第1項各号の1に該当するものとなっているとき(第6条第2項に該当する場合は除外する。)<新設 2001.2.3 >

6. 第41条の規定により地理的表示の団体標章登録がされた後に、その登録団体標章を構成する地理的表示が原産地国家で保護が中断されるか、又は使用されなくなった場合<新設 2004.12.31 >

②第1項の規定による無効審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

③商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その商標権は最初から存在しなかったものとみなす。但し、第1項第4号乃至第6号の規定により商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その登録商標が同号に該当するに至った時から存在しなかったものとみなす。

<改正 2001.2.3、2004.12.31 >

④第3項但書きの規定において、登録商標が第1項第4号乃至第6号に該当するに至った時を特定できない場合は、第1項の規定による無効審判が請求され、その請求内容が登録原簿に公示されたときから当該商標権は存在しなかったものとみなす。

<新設 2001.2.3 ><改正 2004.12.31 >

⑤審判長は第1項の審判の請求があったときは、その旨を当該商標権についての専用使用権者その他その商標登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第72条【商標権の存続期間更新登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商標権の存続期間更新登録が次の各号のいずれかに該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、更新登録された登録商標の指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

<改正 2010.1.27>

1.<削除 1997.8.22 >

2.商標権の存続期間更新登録が第 43 条第 2 項の規定に違反されたとき

3.該当商標権者でない者が商標権の存続期間更新登録申請を行った場合

<改正 2010.1.27>

②第 1 項の規定による無効審判は、商標権の消滅後においても、請求することができる。

③商標権の存続期間更新登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権の存続期間更新登録は、初めから存在しなかったものとみなす。

④第 71 条第 5 項の規定は第 1 項の審判の請求に準用する。<改正 2002.12.11 >

第 72 条の 2 【商品分類転換登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、商品分類転換登録が次の各号の1に該当するときは、無効審判を請求することができる。この場合において、商品分類転換登録に係る指定商品が二以上のものについては、指定商品ごとに請求することができる。

1.商品分類転換登録が当該登録商標の指定商品でない商品とするか、又は指定商品の範囲を実質的に越えてなされたとき

2.商品分類転換登録が当該商標の商標権者でない者の申請によりされたとき

3.商品分類転換登録が第 46 条の 2 第 3 項の規定に違反されたとき

②第 71 条第 2 項及び第 5 項の規定は、商品分類転換登録の無効審判に準用する。

③商品分類転換登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該商品分類転換登録はされなかったものとみなす。

<本条新設 2001.2.3 >

第 73 条 【商標登録の取消しの審判】

①登録商標が次の各号のいずれかひとつに該当する場合はその商標登録を取消すことについての審判を請求することができる。

<改正 1997.8.22、2010.1.27、2011.12.2 >

1. <削除 1997.8.22 >

2. 商標権者が故意に指定商品に登録商標と類似の商標を使用し、又は指定商品と類似の商品に登録商標若しくはこれについての類似する商標の使用であって需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じさせた場合

3. 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者のいずれもが正当な理由がないのに、登録商標をその指定商品について取消しの審判の請求の日前継続して3年以上韓国内で使用していない場合

4. 第54条第1項後段、第5項、第7項から第10項までの規定に違反した場合

<改正 2011.12.2>

5. 団体標章において所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合、又は所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質又は地理的出処に関して誤認を生じさせるか、又は他人の業務に関連した商品と混同を生じさせた場合。但し、団体標章権者が所属団体の監督に相当な注意を払った場合には、この限りでない。

6. 団体標章の設定の登録をした後、第9条第4項による定款を変更することにより需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に関連する商品との混同を生じさせる恐れがある場合

<改正 2011.12.2>

7. 第23条第1項第3号本文に該当する商標が登録された場合にその商標について権利を有する者が当該商標登録日から5年以内に取消しの審判を請求した場合

8. 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品若しくはこれに類似する商品についての登録商標又はこれに類似する商標の使用であって需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同が生じた場合。但し、商標権者が相当の注意をもっていた場合には、この限りでない。

9. 商標権の移転により、類似の登録商標がそれぞれ異なる商標権者に属するようになった場合において、その1人が自己の登録商標の指定商品と同一又は類似する商品に不正競争の目的で自己の登録商標を使用することで需要者に商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品との混同を生じさせた場合

10. 団体標章において第三者が団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質又は地理的出処に関して誤認を生じさせるか、又は他人の業務に関連した商品と混同を起こさせたにも拘らず、団体標章権者が故意に相当な措置を取らなかった場合

<新設 2004.12.31 >

11. 地理的表示の団体標章登録を行った後、団体標章権者が地理的表示を使用できる指定商品を生産・製造又は加工することを業として営む者に対して、定款により団体の加入を禁止するか、又は定款を満たすことが難しい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合、又はその地理的表示を使用することができない者に対して団体の加入を許容した場合

<新設 2004.12.31 >

12. 地理的表示の団体標章において団体標章権者又はその所属団体員が第 90 条の 2 の規定に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質に対する誤認又は地理的出所に対する混同を生じさせた場合

<新設 2004.12.31 >

13. 証明標章において、次の各目のいずれかひとつに該当する場合

イ.証明標章権者が、第 9 条第 5 項により提出された定款又は規約を違反して証明標章の使用を許諾した場合

ロ.証明標章権者が、第 3 条の 3 第 1 項但書を違反して証明標章を自己の商品又はサービス業に対して使用する場合

ハ.証明標章の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他特性に関して誤認を招いた場合。但し、証明標章権者が、使用の許諾を受けた者に対する監督において、相当の注意を払った場合はこの限りでない。

ニ.証明標章権者より使用の許諾を受けなかった第三者が、証明標章を使用することにより需要者に商品又はサービス業の品質、原産地、生産方法やその他商品の特性に関して誤認を招いたにも関わらず、証明標章権者が故意に相当の措置を取らなかった場合

ホ.証明標章権者が、該当証明標章を使用できる商品を生産・製造・加工又は販売することを業として営為する者やサービス業を営為する者に対して、正当な事由なしに定款又は規約で使

用を許諾しなかったか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定するなど、実際的に使用を許諾しなかった場合

<新設 2011.12.2>

②<削除 1997.8.22 >

③第 1 項第 3 号に該当することを事由として取消しの審判を請求する場合、登録商標の指定商品が二以上ある場合は一部指定商品について取消しの審判を請求することができる。

④第 1 項第 3 号に該当することを事由として取消しの審判が請求された場合は、被請求人が当該登録商標を取消しの審判の請求に係る指定商品の中、一以上についてその審判請求日前 3 年以内に韓国内において正当に使用したことを証明しない限り、商標権者は取消しの審判の請求に係る指定商品について商標登録の取消しを免れない。但し、被請求人が使用しなかったことについて正当な理由を明らかにしたときは、この限りでない。

<改正 1997.8.22 >

⑤第 1 項第 2 号・第 3 号・第 5 号・第 6 号、第 8 号から第 13 号までの規定に該当することを事由として取消審判を請求した後、その審判請求の事由に該当する事実がなくなった場合にも取消の事由に影響を及ぼさない。

<改正 1997.8.22、2004.12.31、2011.12.2 >

⑥第 1 項による取消審判は利害関係人のみが請求することができる。但し、第 1 項第 2 号、第 5 号、第 6 号、又は第 8 号から第 13 号までの規定に該当することを事由とする審判は誰でもこれを請求することができる。

<改正 1997.8.22、2004.12.31、2010.1.27、2011.12.2 >

⑦商標登録を取消すべき旨の審決が確定したときはその商標権はそのときから消滅する。

⑧第 71 条第 5 項の規定は第 1 項の審判の請求に準用する。

<改正 1997.8.22、2002.12.11 >

第 74 条【専用使用権又は通常使用権の登録の取消しの審判】

①専用使用権者又は通常使用権者が第 73 条第 1 項第 8 号の規定に該当する行為をした場合は、その専用使用権又は通常使用権の登録の取消すことについて審判を請求することができる。

②第 1 項の規定により専用使用権又は通常使用権の登録の取消しの審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響を及ぼさない。

③第 1 項の規定による専用使用権又は通常使用権の取消しの審判は何人も、これを請求することができる。

④専用使用権又は通常使用権登録を取消すべき旨の審決が確定したときは、その専用使用権又は通常使用権はそのときから消滅する。

⑤審判長は、第 1 項の審判の請求があるときは、その旨を当該専用使用権の通常使用権者その他専用使用権について登録をした権利を有する者又は当該通常使用権について登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 75 条【権利範囲の確認審判】 商標権者・専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認審判を請求することができる。〈改正 2007.01.03〉

第 76 条【除斥期間】

①第 7 条第 1 項第 6 号乃至第 9 号の 2 及び第 14 号、第 8 条及び第 72 条第 1 項第 2 号と第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に該当することを事由とする商標登録の無効審判、商標権の存続期間更新登録の無効審判及び商品分類転換登録の無効審判は商標登録日、商標権の存続期間更新登録日及び商品分類転換登録日から 5 年を経過した後はこれを請求することができない。

〈改正 1993.12.10、1997.8.22、2002.2.3、2004.12.31〉

②第 73 条第 1 項第 2 号・第 5 号・第 6 号、第 8 号から第 13 号まで及び第 74 条第 1 項に該当することを事由とする商標登録の取消審判及び専用使用権又は通常使用権登録の取消審判は取消事由に該当する事実がなくなった日から 3 年を過ぎた後はこれを請求することができない。

〈改正 1997.8.22、2004.12.31、2011.12.2〉

第 77 条【共同審判の請求等】

①同じ商標権に関して、第 71 条第 1 項・第 72 条第 1 項及び第 72 条の 2 第 1 項の無効審判、第 73 条第 1 項の取消審判、第 74 条第 1 項の専用使用権又は通常使用権登録の登録の取消審判又は第 75 条の権利範囲確認審判を請求する者が 2 人以上であれば、各自又はその全員が共同で審判を請求することができる。

〈改正 2007.01.03、2011.12.2〉

②共有である商標権の商標権者に対して審判を請求する時には、共有者全員を被請求人として請求しなければならない。

〈新設 2011.12.2〉

③第 1 項にもかわらず、商標権又は商標登録を受けることができる権利の共有者が、その共有である権利に関して審判を請求する時には、共有者全員が共同で請求しなければならない。

〈新設 2011.12.2〉

④第 1 項又は第 3 項による請求人や第 2 項による被請求人の中の 1 人に関して、審判手続の中断又は中止の原因がある時には、全員に対してその効力が発生する。

〈新設 2011.12.2〉

[本条改正 2001.2.3]

第 77 条の 2【審判請求方式】

①審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記載した審判請求書を特許審判院に提出しなければならない。

- 1.当事者の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 2.代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
- 3.審判事件の表示
- 4.請求の趣旨及びその理由

②第 1 項により提出された審判請求書の補正は、その要旨を変更することが出来ない。但し、次の各号のいずれかひとつに該当する場合にはこの限りでない。

1.第 1 項第 1 号による当事者の中、商標権者の記載を正すために補正(追加することを含む)する場合

2.第 1 項第 4 号による請求の理由を補正する場合

3.商標権者又は専用使用権者が請求人として請求した権利範囲確認審判で、審判請求書の確認対象商標及び商標が使われている商品(請求人が主張する被請求人の商標及びその使用商品をいう)に対して、被請求人が自己が実際に使用している商標及びその使用商品と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の使用商標及びその商品と同一にするために、審判請求書の確認対象商標及び使用商品を補正する場合

③第 75 条の権利範囲確認審判を請求する時には、登録商標と対比できる商標見本及びその使用商品目録を添付しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 3【審判請求書の却下】

①審判長は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。

1.審判請求書が第 77 条の 2 第 1 項・第 3 項又は第 79 条第 1 項に違反した場合

2.審判に関する手続が次の各目のいずれかひとつに該当する場合

イ.第 5 条第 1 項又は第 5 条の 4 に違反した場合

ロ.第 37 条によって納付しなければならない手数料を納付しない場合

ハ.この法律又はこの法律による命令で定める方式に違反した場合

② 審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定された期間以内に補正をしない場合、決定で審判請求書を却下しなければならない。

③ 第 2 項による決定は書面でしなければならない、その理由を記載しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 4【補正出来ない審判請求の審決却下】 不適法な審判請求であつて、その欠陥を補正することが出来ない時には、被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決で却下することができる。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 5【審判官】

① 特許審判院長は、審判請求があれば審判官に審判させる。

② 審判官の資格は、大統領令で定める。

③ 審判官は、職務上独立して審判する。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 6【審判官の指定】

① 特許審判院長は、各審判事件に対して、第 77 条の 8 による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

② 特許審判院長は、第 1 項の審判官の中、審判に関与するのに支障がある者がいれば、他の審判官がするようにすることができる。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 7【審判長】

① 特許審判院長は、第 77 条の 6 第 1 項により指定された審判官の中、1 人を審判長に指定しなければならない。

②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 8【審判の合議体】

①審判は、3 人又は 5 人の審判官で構成された合議体が行う。

②第 1 項の合議体の合意は、過半数によって決定される。

③審判の合意は公開しない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 9【答弁書提出等】

①審判長は、審判の請求がある時には、請求書の副本を被請求人に送達して期間を定め、答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受け取った時には、その副本を請求人に送達しなければならない。

③審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 10【審判官の除斥】 審判官は、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、その審判関与から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者や配偶者だった者が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申請人である場合

2. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申請人と親族の関係にあるか、このような関係にあった場合

3. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申請人の法定代理人である場合又はこのような関係にあった場合

4. 審判官が事件に対する証人、鑑定人になる場合又は鑑定人だった場合

5. 審判官が事件の当事者、参加人又は商標登録異議申請人の代理人である場合又はこのような関係にあった場合

6. 審判官が事件に対して審査官又は審判官として商標登録可否決定や、商標登録異議申請に対する決定又は審決に関与した場合

7. 審判官が事件に関して直接利害関係を持つ場合

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 11【除斥申請】 第 77 条の 10 による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請をすることができる。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 12【審判官の忌避】

① 審判官に審判の公正を期待しがたい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請をすることができる。

② 当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には忌避申請をすることが出来ない。但し、忌避の原因があることを知らなかった時又は忌避の原因がその後に発生した時には、この限りでない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 13【除斥又は忌避の疎名】

① 第 77 条の 11 及び第 77 条の 12 により除斥又は忌避申請をしようとする者は、その原因を記載した書面を特許審判院長に提出しなければならない。但し、口述審理をする時には口述をすることができる。

② 除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 14【除斥又は忌避申請に関する決定】

① 除斥又は忌避申請があれば、審判によって決定しなければならない。

② 除斥又は忌避の申請を受けた審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することが出来ない。但し、意見を陳述することはできる。

③第 1 項による決定は書面でしなければならず、その理由を記載しなければならない。

④第 1 項による決定には、不服することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 15【審判手続の中止】 除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定がある時まで審判手続を中止しなければならない。但し、緊急な時にはこの限りでない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 16【審判官の回避】 審判官が第 77 条の 10 又は第 77 条の 12 に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 17【審理等】

①審判は口述審理又は書面審理とする。但し、当事者が口述審理を申請した時には、書面審理のみで決定することが出来ると認められる場合の他には、口述審理をしなければならない。

②口述審理は公開しなければならない。但し、公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあれば、この限りでない。

③審判長は、第 1 項により口述審理による審判をする場合には、その期日及び場所を定め、その趣旨を記載した書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。但し、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせた時には、この限りでない。

④審判長は第 1 項により口述審理による審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に、期日ごとに審理の要旨やその他必要な事項を記載した調書を作成させなければならない。

⑤第 4 項の調書は、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。

⑥第 4 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。

⑦審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 18【参加】

①第 77 条第 1 項により審判を請求することが出来る者は、審理が終結される時までその審判に参加することが出来る。

②第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続を続行させることが出来る。

③審判の結果に対して利害関係を持つ者は、審理が終結される時まで当事者の一方を補助するためにその審判に参加することが出来る。

④第3項による参加人は、一切の審判手続を行うことが出来る。

⑤第1項又は第3項による参加人に対して審判手続の中断又は中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

<新設 2011.12.2>

第77条の19【参加の申請及び決定】

①審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

②審判長は参加申請がある場合には、参加申込書の副本を当事者及び他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

③参加申請がある場合には、審判によりその参加可否を決定しなければならない。

④第3項による決定は書面でしなければならず、その理由を記載しなければならない。

⑤第3項による決定に関しては、不服することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第77条の20【証拠調査及び証拠保全】

①審判では、当事者、参加人又は利害関係人の申請により、又は職権で証拠調査や証拠保全をすることが出来る。

②第1項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」の中、証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。但し、審判官は、過料を決定するか拘引を命じるか保証金を供託させることは出来ない。

③証拠保全申請は、審判請求前には特許審判院長に、審判継続中にはその事件の審判長にしなければならない。

④特許審判院長は、審判請求前に第1項による証拠保全申請があれば、証拠保全の申請に関与する審判官を指定する。

⑤審判長は、第1項により職権で証拠調査や証拠保全をした時には、その結果を当事者・参加人又は利害関係人に送達して、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 21【審判の進行】 第 77 条の 21(審判の進行) 審判長は、当事者又は参加人が法廷期間又は指定期間内に手続を行わないか、第 77 条の 17 第 3 項で規定した期日に出席しなくても、審判を進行することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 22【職権審理】

①審判では、当事者又は参加人が申請していない理由についても審理することが出来る。この場合、当事者及び参加人に期間を定めて、その理由について意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②審判では、請求人が申請していない請求の趣旨に対しては審理することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 23【審理・審決の併合又は分離】 第 77 条の 23(審理・審決の併合又は分離) 審判官は、当事者の双方又は一方の同じ 2 以上の審判に対して、審理又は審決を併合するか分離することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 24【審判請求の取下げ】

①審判請求は、審決が確定になる時まで取下げることが出来る。但し、答弁書の提出があれば、相手方の同意を得なければならない。

②2 以上の指定商品に関して第 71 条第 1 項、第 72 条第 1 項又は第 72 条の 2 第 1 項の無効審判を請求した時には、指定商品ごとに取下げることが出来る。

③第 1 項又は第 2 項により取下げすれば、その審判請求又はその指定商品に対する審判請求は初めからなかったものとみなす。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 25【審決】

①審判は、特別な規定がある場合を除いては審決で終結する。

②第 1 項の審決は、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない、審決した審判官はこれに記名捺印しなければならない。

1.審判の番号

2.当事者及び参加人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)

3.代理人がいれば、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)

4.審判事件の表示

5.審決の注文

6.審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)

7.審決年月日

③審判長は、事件が審決をする程度に熟した時には、審理の終結を当事者及び参加人に知らせなければならない。

④審判長は、必要と認めれば第3項により審理終結を通知した後も、当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することが出来る。

⑥審判長は、審決又は決定があれば、その謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第77条の26【一事不再理】 この法律により審判の審決が確定された時には、その事件に対しては、誰も同じ事実及び同じ証拠によって再度審判を請求することが出来ない。但し、確定された審決が却下審決である場合には、この限りでない。

<新設 2011.12.2>

第77条の27【訴訟との関係】

①審判長は、審判において必要があれば、その審判事件と関連する他の審判の審決が確定されるか訴訟手続が完結される時まで、その手続を中止することが出来る。

②法院は、訴訟手続において必要があれば、商標に関する審決が確定される時まで、その訴訟手続を中止することが出来る。

③法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴が提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続が終了された時にもまた同様である。

④特許審判院長は、第 3 項による商標権又は専用使用権の侵害に関する訴に対応して、その商標権に関する無効審判などが請求された場合には、その趣旨を第 3 項に該当する法院に通報しなければならない。その審判請求書の却下決定、審決又は請求の取下がある時にもまた同様である。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 28【審判費用】

①第 71 条第 1 項・第 72 条第 1 項・第 72 条の 2 第 1 項・第 73 条第 1 項・第 74 条第 1 項及び第 75 条の審判費用の負担は、審判が審決により終結された時にはその審決で、審判が審決によらずに終結された時には決定で定めなければならない。

②第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条を準用する。

③第 70 条の 2 及び第 70 条の 3 の審判費用は、請求人の負担とする。

④第 3 項によって請求人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。

⑤審判費用額は、審決又は決定が確定された後当事者の請求によって特許審判院長が決定する。

⑥審判費用の範囲・金額・納付及び審判で手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反しない限り「民事訴訟費用法」の中、該当規定の例による。

⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支給した又は支給する報酬は、特許庁長が定める金額の範囲内で審判費用とみなす。この場合、複数の弁理士が審判を代理した場合でも、1 人の弁理士が審判を代理したものとみなす。

<新設 2011.12.2>

第 77 条の 29【審判費用額に対する執行名義】この法律によりて特許審判院長が定めた審判費用額に関して確定された決定は、執行力ある執行名義と同一の効力を持つ。この場合、執行力ある正本は特許審判院の所属公務員が附与する。

<新設 2011.12.2>

第 78 条 <削除 1995.1.5 >

第 79 条【拒絶決定又は補正却下の決定に対する審判請求の方式】

①第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判又は第 70 条の 3 の規定による補正却下の決定に対する審判を請求する者は、次の各号の事項を記載した審判の請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

〈改正 1995.1.5、2001.2.3〉

1. 請求人及び代理人の氏名と住所(法人にあつてはその名称・営業所及び代表者の氏名)

1 の 2. 代理人があるときには、その代理人の氏名及び住所、又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定した弁理士の氏名)

〈新設 2001.2.3〉

2. 出願日付及び出願番号

3. 指定商品及びその類区分

4. 審査官の拒絶決定日又は補正却下決定日付

5. 審判事件の表示

6. 請求の趣旨及びその理由

7. 〈削除 2001.2.3〉

②第 1 項により提出された審判請求書を補正する場合、その要旨を変更することは出来ない。但し、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、この限りでない。

1. 第 1 項第 1 号による請求人の記載を正すために補正(追加することを含む)する場合

2. 第 1 項第 6 号による請求の理由を補正する場合

〈改正 1995.1.5、2001.2.3、2011.12.2〉

③特許審判院長は、第 70 条の 2 の規定による拒絶決定に対する審判が請求された場合、当該拒絶査定が商標登録異議の申請によるものである時には、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

〈新設 2011.12.2〉

〈本条題目改正 2001.2.3〉

第 80 条 〈削除 1995.1.5〉

第 81 条【審査規定の拒絶決定に対する審判への準用】

①拒絶決定に対する審判に関しては、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 23 条第 2 項から第 4 項まで、第 24 条の 2、第 24 条の 3、第 25 条から第 30 条まで、第 46 条の 4 第 2 項・第 3 項及び第 48 条第 2 項・第 3 項を準用する。この場合において、その商標登録出願又は指定商品の追加登録出願についてすでに出願公告があった場合は第 24 条はこれを準用しない。

〈改正 1995.1.5、2002.2.3、2010.1.27、2013.4.5〉

②第 1 項により第 17 条を準用する場合は、第 17 条第 3 項中“第 70 条の 3 の規定による補正却下の決定に対する審判を請求したとき”とあるのは、“第 86 条第 2 項の規定により準用する「特許法」第 186 条第 1 項により訴えを提起したとき”と、“その審判の審決が確定するときまで”とあるのは、“その判決が確定するときまで”と読み替えるものとする。

〈改正 1995.1.5、2007.1.3、2011.12.2〉

③第 1 項により準用される第 17 条第 4 項から第 6 項まで、第 23 条第 2 項から第 4 項まで、第 46 条の 4 第 2 項・第 3 項及び第 48 条第 2 項・第 3 項を適用する際には、拒絶決定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合にも準用する。

〈改正 2001.2.3、2013.4.5〉

〈本条題目改正 2001.2.3、2010.1.27〉

第 82 条【拒絶決定及び補正却下の決定に対する審判の特則】 第 77 条の 9 第 1 項・第 2 項、第 77 条の 18 及び第 77 条の 19 は、第 70 条の 2 による拒絶決定に対する審判及び第 70 条の 3 による補正却下の決定に対する審判には適用しない。

〈改正 2001.2.3、2007.1.3〉

[全文改正 1995.1.5、2011.12.2、本条題目改正 2001.2.3]

第 82 条の 2【審査又は商標登録異議申請手続の効力】 審査又は商標登録異議申請で行った商標に関する手続は、商標登録拒絶決定又は商標権の存続期間更新登録出願、指定商品追加登録出願、商品分類転換登録申請の拒絶決定に対する審判においても、その効力がある。

〈新設 2011.12.2〉

第 82 条の 3【商標登録拒絶決定などの取消】

①審判官は、第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 による審判が請求された場合に、その請求に理由があると認められた時には、審決で拒絶決定又は補正却下決定を取消しなければならない。

②審判で拒絶決定又は補正却下決定を取消する場合には、審査に戻すという審決をすることが出来る。

③第 1 項及び第 2 項による審決において、取消の基本となった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

〈新設 2011.12.2〉

第 8 章 再審及び訴訟

第 83 条【再審の請求】

- ①当事者は確定した審決に対しては、再審を請求することができる。
- ②第 1 項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 451 条・第 453 条及び第 459 条第 1 項を準用する。
〈改正 2002.1.26、2007.1.3、2011.12.2〉

第 84 条【詐害審決に対する不服請求】

- ①審判の請求人及び被請求人が共謀して第 3 者の権利又は利益を詐害する目的をもって審決をさせたときは、第 3 者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。〈改正 1995.1.5〉
- ②第 1 項の再審請求の場合に審判の請求人及び被請求人を共同被請求人とする。〈改正 1995.1.5〉

第 84 条の 2【再審請求の期間】

- ①当事者は、審決確定後再審の事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。
- ②代理権の欠陥を理由として再審を請求する場合に、第 1 項の期間は請求人又は法定代理人が審決謄本の送達によって審決があったことを知った日の次の日から起算する。
- ③審決確定後、3 年を過ぎた時には再審を請求することが出来ない。
- ④再審事由が審決確定後に生じた時には、第 3 項の期間はその理由が発生した日の次の日から起算する。
- ⑤第 1 項及び第 3 項は、該当審決の以前に行われた確定審決と抵触するという理由で、再審を請求する場合には適用しない。

〈新設 2011.12.2〉

第 85 条【再審により回復した商標権の効力の制限】 次の各号の一に該当する場合は、商標権の効力は当該審決が確定した後、再審の請求の登録前に善意で当該登録商標と同一の商標をその指定商品と同一の商品に使用した行為、第 66 条第 1 項各号の 1 又は同条第 2 項各号の 1 に該当する行為には、及ばない。〈改正 2004.12.31〉

1. 商標登録又は商標権の存続期間更新登録が無効にされた後、再審によりその効力が回復した場合
2. 商標登録が取消された後、再審によりその効力が回復した場合

3. 商標権の権利範囲に属さない旨の審決が確定した後、再審によりこれと相反する審決が確定した場合

第 85 条の 2【再審での審判規定の準用】 審判に対する再審の手続に関しては、その性質に反しない限り審判の手続に関する規定を準用する。

<新設 2011.12.2>

第 85 条の 3【審決などに対する訴】

①審決に対する訴と第 81 条第 1 項(第 85 条の 2 で準用する場合を含む)により準用される第 17 条第 1 項による補正却下決定及び審判請求書や再審請求書の却下決定に対する訴は、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判や再審に参加申請をするか、その申請が拒否された者のみが提起することができる。

③第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は、不変期間とする。

⑤審判長は、住所又は居所が遠く離れた所にいるか、交通が不便な地域にいる者の為に、職権で第 3 項の不変期間に対して付加期間を定めることが出来る。

⑥審判を請求することが出来る事項に関する訴は、審決に対したものでなければ提起することが出来ない

⑦第 77 条の 28 第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴を提起することが出来ない。

⑧第 1 項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告することが出来る。

<新設 2011.12.2>

第 85 条の 4【被告適格】 第 85 条の 3 第 1 項による訴の提起は、特許庁長を被告にしなければならない。但し、第 71 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 72 条の 2 第 1 項、第 73 条第 1 項及び第 3 項、第 74 条第 1 項と第 75 条による審判又はその再審の審決に対する訴提起は、その請求人又は被請求人を被告にしなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 85 条の 5【訴提起の通知・裁判書正本送付】

①法院は、第 85 条の 3 第 1 項による訴の提起又は同条第 8 項による上告がある時には、遅滞なくその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第 85 条の 4 の但書きによる訴に関して訴訟手続が完結された時には、遅滞なくその事件に対する各審級の裁判書の正本を特許審判院長に送付しなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 85 条の 6【審決又は決定の取消】

①法院は、第 85 条の 3 第 1 項により訴が提起された場合に、その請求に理由があると認められた時には、判決で該当審決又は決定を取消さなければならない。

②審判官は、第 1 項により審決又は決定の取消判決が確定された時には、再度審理をして審決又は決定をしなければならない。

③第 1 項による判決において取消の基本になった理由は、その事件に対して特許審判院を拘束する。

<新設 2011.12.2>

第 85 条の 7【弁理士の報酬と訴訟費用】 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第 109 条を準用する。この場合“弁護士”は“弁理士”とみなす。

<新設 2011.12.2>

第 86 条【「特許法」等の準用】 <削除 2011.12.2>

第 8 章の 2 議定書に基づく国際出願

<本章新設 2001.2.3 : 議定書の効力を生ずる日から施行>

第 1 節 国際出願等

第 86 条の 2【国際出願】 議定書第 2 条(1)の規定に規定する国際登録(以下、“国際登録”という。)を受けようとする者は、次の各号の 1 に該当する商標登録出願又は商標登録を基礎として、特許庁長に国際出願をしなければならない。

1.本人の商標登録出願

2.本人の商標登録

3.本人の商標登録出願及び本人の商標登録

第 86 条の 3【出願人適格】

①特許庁長に国際出願をできる者は次の各号の1に該当するものとする。

- 1.大韓民国の国民
- 2.大韓国内に住所(法人である場合営業所)を持つ者

②2人以上が共同して国際出願をしようとする場合には出願人適格に関し、産業通商資源部令で定める要件を満たさなければならない。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 4【国際出願の手続き】

①国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める言語で作成した国際出願書(以下、“国際出願書”という。)及び国際出願に必要な書面の特許庁長に提出しなければならない。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

②国際出願書には、次の各号事項を記載しなければならない。

1.出願人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地)

2.第 86 条の 3 の規定による出願人適格に関する事項

3.商標の保護を受けようとする国家(政府間機構を含む。以下、“指定国”という。)

4.議定書第 2 条(1)の規定による基礎出願(以下、“基礎出願”という。)の出願日付及び出願番号又は議定書の第 2 条(1)の規定による基礎登録(以下、“基礎登録”という。)の登録日付及び登録番号

5.国際登録を受けようとする商標

6.国際登録を受けようとする商品及びその類区分

7.その他産業通商資源部令が定める事項

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

③国際出願をしようとする者が、次の各号のいずれかひとつに該当する場合は、該当号で定める事項と共に第 2 項の各号の事項を国際出願書に記載しなければならない。

1.色彩を商標の識別力がある要素として請求しようとする場合:その趣旨と色彩又は色彩の組合

2.出願の基礎とする標章が、第 2 条第 1 項第 1 号イ目の立体的形象又は同号ロ目に該当する標章である場合:第 9 条第 2 号による趣旨と説明(立体的形象である場合の説明は除く)

3.出願の基礎とする標章が、第 2 条第 1 項第 1 号ハ目に該当する標章である場合:第 9 条第 3 項による趣旨と説明及び視覚的表現

4.出願の基礎とする標章が地理的表示団体標章である場合:その趣旨

<改正 2011.12.2>

第 86 条の 5【記載事項の審査等】

①特許庁長は、国際出願書の記載事項と基礎出願又は基礎登録の記載事項が一致するときは、その事実を認めるという旨及び国際出願書の特許庁に到達した日を国際出願書に記載しなければならない。

②特許庁長は第 1 項の規定により到達した日等を記載した後は、直ちに国際出願書及び国際出願に必要な書類を議定書第 2 条(1)の規定する国際事務局(以下、“国際事務局”という。)に送り、その国際出願書の写しを当該出願人に送らなければならない。

第 86 条の 6【事後指定】

①国際登録の名義人は、国際登録された商標の保護を受けようとする国家又は政府間機構を追加して指定(以下、“事後指定”という。)しようとする場合は、産業通商資源部令で定めるところにより、特許庁長に事後指定を申請することができる。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

②第 1 項の規定が適用するにおいて、国際登録の名義人が国際登録された指定商品の全部又は一部を事後指定することができる。

第 86 条の 7【存続期間の更新】

①国際登録の名義人は、国際登録の存続期間を 10 年間ごとに更新することができる。

②第 1 項の規定により、国際登録の存続期間を更新しようとする者は、産業通商資源部令で定めるところにより、特許庁長に国際登録の存続期間の更新の申請をすることができる。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 8【国際登録の名義変更】

①国際登録の名義人又は承継人は、指定商品又は指定国の全部又は一部において、国際登録の名義を変更することができる。

②第 1 項の規定により、国際登録の名義を変更しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところにより、国際登録の名義変更を申請することができる。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 9【手数料の納付】

①次の各号の1に該当する者は手数料を特許庁長に納付しなければならない。

1.国際出願をしようとする者

2.事後指定を申請しようとする者

3.第 86 条の 7 の規定により、国際登録の存続期間の更新の申請をしようとする者

4.第 86 条の 8 の規定により、国際登録の名義変更の登録を申請しようとする者

②第 1 項の規定による手数料・その納付方法及び納付期間等に係る必要な事項は産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 10【手数料の未納付についての補正】特許庁長は第 86 条の 9 第 1 項各号の1に該当する者が同条第 2 項の規定により、納付しなければいけない手数料を納付してない場合は、期間を定めて補正を命ずることができる。

第 86 条の 11【手続きの無効】特許庁長は第 86 条の 10 の規定により補正命令を受けた者が指定した期間以内にその手数料を納付しないときは、当該手続きを無効にすることができる。

第 86 条の 12【国際登録事項の変更登録等】国際登録事項の変更登録の申請ほか、国際出願に係る必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 13【業務標章についての適用の除外】第 86 条の 2 乃至第 86 条の 12 の規定は業務標章において、これを適用しない。

第 2 節 国際商標登録出願に係る特例

第 86 条の 14【国際商標登録出願】

①議定書により国際登録された国際出願によって、大韓民国を指定国と指定(事後指定を含む。)した国際出願は、この法律による商標登録出願とみなす。

②第 1 項の規定を適用することにあたって、議定書第 3 条(4)の規定による国際登録の日(以下、“国際登録の日”という。)を、この法律による商標登録出願日とみなす。但し、大韓民国を事後指定した国際出願の場合は、その事後指定が、国際登録簿(議定書第 2 条(1)に規定する国際登録簿をいう、以下同じ。)に登録された日(以下、“事後指定の日”という。)を、この法律による商標登録出願日とみなす。

③第1項の規定により、この法律による商標登録出願とみなす国際出願(以下、“国際商標登録出願”という。)については、国際登録簿に登録された国際登録名義人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地)、商標、指定商品及びその類区分は、この法律による出願人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称及び営業所の所在地)、商標、指定商品及びその類区分とみなす。

第86条の15【業務標章の特例】業務標章に係る規定は、国際商標登録出願について、これを適用しない。

第86条の16【国際商標登録出願の特例】

①国際商標登録出願について、この法律を適用するにあたって、国際登録簿に登録された優先権主張の趣旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日は、商標登録出願書に記載された優先権主張の趣旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日とみなす。

②国際商標登録出願に対し本法を適用するときには、国際登録簿に登録された立体的形状、第2条第1項第1号口目又は八目に該当する商標という趣旨は、商標登録出願書に記載された立体的形状形状、第2条第1項第1号口目又は八目に該当する商標の趣旨と見なす。
<改正 2007.01.03、2011.12.2>

③団体標章登録を受けようとする者は、第9条第4項による書類を、証明標章登録を受けようとする者は同条第5項による書類を、産業通商資源部令で定める期間以内に提出しなければなりません。この場合、第2条第1項第3号の4の規定による地理的表示の団体標章の登録を受けようとする者は、その趣旨を記載した書類と第2条第1項第3号の2による地理的表示の定義に合致することを立証できる大統領令で定める書類を定款と共に提出しなければならない。

<改正 2004.12.31、2008.2.29、2011.12.2、2013.3.23 >

第86条の17【国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果】

①大韓民国に設定登録された商標(国際商標登録出願による登録商標を除外する。以下この条において“国内登録商標”という。)の商標権者が国際商標登録出願をする場合において、次の各号の1の要件を有する場合であって、その国際商標登録出願に係る指定商品が重複している範囲内については、国内登録商標に係る商標登録出願の日にされたとみなす。

1. 国際商標登録出願に基づく国際登録簿に登録された商標(以下、“国際登録商標”という。)と国内登録商標が同一であるもの
2. 国際登録商標に係る国際登録名義人と国内登録商標の商標権者が同一であるもの
3. 国内登録商標の指定商品が、国際登録商標の指定商品に全て含まれているもの
4. 議定書第3条の3の規定による領域拡張の効力が国内登録商標の商標登録の日の後に発生するもの

②第1項の規定による国内登録商標に係る商標登録出願について、条約による優先権が認められる場合においては、その優先権は同項の規定による国際商標出願にも認められる。

③国内登録商標の商標権が、次の各号のいずれかひとつに該当する事由により取消し又は消滅される場合において、その取消又は消滅された商標権の指定商品と同一の範囲で第1項及び第2項による当該国際商標登録出願に対する効果は認められない。

<改正 2011.12.2 >

1. 第73条第1項第2号・第3号及び第5号から第13号までの規定に該当する事由で商標登録を取消するという審決が確定したとき

<改正 2011.12.2 >

2. 第73条第1項第2号・第3号及び第5号から第13号までの規定に該当する事由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に存続期間の満了に基づき、商標権が消滅、又は商標権若しくは指定商品の一部を放棄するとき

<改正 2011.12.2 >

④議定書第4条の2第2項による申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した申請書を特許庁長に提出しなければならない。<新設 2007.01.03>

1. 国際登録名義人の姓名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. 国際登録番号

3. 関連国内登録商標番号

4. 重複する指定商品

5. その他産業通商資源部令が定める事項

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

⑤審査官は、第4項の規定による申請があるときには、当該国際商標登録出願に対し第1項乃至第3項による効果の認定可否を申請人に通知しなければならない。

<新設 2007.01.03>

第86条の18【出願の承継及び分割移転等の特例】

①第12条第1項の規定について国際商標登録出願の適用については、“相続その他一般承継の場合を除き、出願人変更申告を”とあるのは、“出願人は国際事務局に名義変更申告を”とする。

②国際登録の名義の変更により、国際登録の指定商品の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更された国際登録の名義人についてのそれぞれの出願になったものとみなす。

③第 12 条第 4 項の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第 86 条の 19【補正の特例】

①第 14 条第 1 項の規定についての国際商標登録出願の適用については“その商標登録出願に係る指定商品及び商標を”とあるのは、“第 23 条第 2 項の規定による拒絶理由の通知を受けるときに限りその商標登録出願に係る指定商品を”とする。

②第 15 条の規定についての国際商標登録出願の適用については、“指定商品及び商標を”とあるのは、“指定商品を”とする。

③第 16 条第 1 項第 4 号の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

④第 16 条第 2 項又は第 3 項の規定についての国際商標登録出願の適用については、“商標又は指定商品”とあるのは、それぞれ“指定商品”とする。

第 86 条の 20【出願の分割の特例】第 18 条の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第 86 条の 21【出願の変更の特例】第 19 条第 1 項乃至第 4 項の規定は、国際商標登録出願において適用しない。

第 86 条の 22【パリ条約による優先権主張の特例】第 20 条 4 項及び第 5 項の規定において国際商標登録出願をする者が、パリ条約による優先権主張をする場合には、適用しない。

第 86 条の 23【出願時及び優先審査の特例】

①第 21 条第 2 項の規定についての国際商標登録出願の適用については、“その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長に提出し、かつ、これを証明することができる書面を商標登録出願の日から 30 日以内”とあるのは、“この旨を記載した書面及びこれを証明することができる書面を産業通商資源部令が定める期間内”とする。

<改正 2008.2.29、2010.1.27、2013.3.23>

②国際商標登録出願に関しては、第 22 条の 4 第 2 項を適用しない。

<新設 2010.1.27>

第 86 条の 24【拒絶理由通知の特例】 第 23 条第 2 項のを際商標登録出願に対し適用する場合には、“その出願人に”を“国際事務局を通じてその出願人に”とする。

[本条新設 2007.01.03]

第 86 条の 25【出願公告の特例】第 24 条第 1 項の規定についての国際商標登録出願の適用については“拒絶理由の発見をしないときには”とあるのは、“産業通商資源部令が定める期間内に拒絶理由の発見をしないときには”とする。

<改正 2007.1.3、2008.2.29、2013.3.23>

第 86 条の 26【損失補償請求権の特例】第 24 条の 2 第 1 項但し書の規定についての国際商標登録出願の適用については、“当該商標登録出願の写し”は“当該国際出願の写し”とする。

<改正 2007.1.3>

従前の第 86 条の 26 を削除 <2007.1.3>

第 86 条の 27【商標登録決定及び職権による補正の特例】

①第 30 条の規定についての国際商標登録出願の適用については、拒絶理由の発見をしないときには”とあるのは、“産業通商資源部令が定める期間内に拒絶理由の発見をしないときには”とする。

<改正 2008.2.29、2010.1.27、2013.3.23>

②国際商標登録出願に関しては、第 24 条の 3 を適用しない。

<新設 2010.1.27>

第 86 条の 28【商標登録料等の特例】

①国際商標登録出願をしようとする者、又は第 86 条の 31 の規定により設定の登録を受けた商標権（以下、“国際登録基礎商標権”という。）の存続期間を更新しようとする者は、議定書第 8 条(7)(a)に規定する個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。

②第 1 項の規定による個別手数料に係る必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

③第 34 条・第 34 条の 2・第 35 条・第 36 条・第 36 条の 2 及び第 36 条の 3 の規定は、国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権に関して、これを適用しない。<改正 2007.01.03>

第 86 条の 29【商標登録料等の返還の特例】第 38 条第 1 項本文の規定についての国際商標登録出願の適用については、“納付された商標登録料及び手数料”とあるのは、“納付された手数料”とし、同条同項但し書きと同条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、“商標登録料及び手数料”は、それぞれ“手数料”とする。

第 86 条の 30【商標原簿への登録の特例】

①第 39 条第 1 項第 1 号の規定についての国際商標登録出願の適用については、“商標権の設定・移転・変更・消滅・存続期間の更新・第 46 条の 2 の規定による商標分類書換・指定商品の追加又は処分の制限”とあるのは、“商標権の設定又は処分の制限”とする。

②国際登録基礎商標権の移転・変更・消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録されたところによる。

第 86 条の 31【商標登録の設定登録の特例】第 41 条第 2 項は、国際商標登録出願の適用については、“第 34 条第 1 項又は第 35 条によって商標登録料(第 34 条第 1 項後段により分割納付する場合には、1 回次の商標登録料をいう。以下、この項では同じ)の納付があったとき、第 36 条の 2 第 2 項により商標登録料を保全したとき、又は第 36 条の 3 第 1 項によって商標登録料を納付したか保全したとき”は、“商標登録決定があったとき”とする。

<改正 2010.1.27>

第 86 条の 32【商標権の存続期間等の特例】

①国際登録基礎商標権の存続期間は、第 86 条の 31 の規定による商標権の設定の登録の日から国際登録の日から 10 年になる日までとする。

②国際登録基礎商標権の存在期間は、国際登録の存続期間の更新により 10 年間ごとに更新することができる。

③第 2 項の規定により国際登録基礎商標権の存続期間の更新があったときは、当該国際基礎商標権の存続期間は、その存続期間の満了の時に更新されるものとする。

④国際登録基礎商標権に関しては、第 42 条、第 43 条、第 46 条、第 46 条の 2、第 46 条の 4、第 46 条の 5、第 49 条第 1 項・第 2 項及び第 64 条の 2 を適用しない。

<改正 2010.1.27>

第 86 条の 33【指定商品の追加登録出願の特例】第 47 条・第 48 条及び第 49 条第 3 項の規定は国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 34【商標権の分割の特例】第 54 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権において適用しない。

第 86 条の 35【商標権の登録の効力の特例】

- ①国際登録基礎商標権の移転・変更・放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登録しなければ、その効力を生じない。
- ②第 56 条第 1 項第 1 号（処分の制限に係る部分を除外する。）の規定は、国際登録基礎商標権において適用しない。
- ③第 56 条第 2 項の規定についての国際登録基礎商標権の適用については、“商標権・専用使用権”とあるのは、“専用使用権”とする。

第 86 条の 36【国際登録の消滅の効果】

- ①国際商標登録出願は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内における当該国際商標登録出願が、指定商品の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。
- ②国際登録基礎商標権は、基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲内における当該商標権が、指定商品の全部又は一部について消滅したものとみなす。
- ③第 1 項及び第 2 項の規定による取り下げ又は消滅の効果は国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生じる。

第 86 条の 37【商標権の放棄の特例】

- ①第 60 条第 1 項の規定は、国際登録基礎商標権において、適用しない。
- ②第 61 条の規定についての国際登録基礎商標権の適用については、“商標権・専用使用権”とあるのは、それぞれ“専用使用権”とする。

第 86 条 38【存続期間の更新登録の無効審判の特例】第 72 条及び第 72 条の 2 の規定は、国際登録基礎商標権において、適用しない。

第 3 節 商標登録出願の特例

第 86 条の 39【国際登録の消滅後の商標登録出願の特例】

- ①大韓民国を指定（事後指定を含む。）する国際登録の対象であった商標について、指定商品の全部又は一部について議定書第 6 条(4)の規定により、その国際登録が消滅したときは、当該

国際登録の名義人は、当該商品の全部又は一部について特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第1項の規定による商標登録出願は、次の各号の要件を有するときは、国際登録の日（事後指定に係る場合は事後指定の日）出願したとみなす。

1. 第1項の規定による商標登録出願が同項の規定による国際登録が消滅された日から3月以内に出願されること
2. 第1項の規定による商標登録出願に係る指定商品は同項の規定による国際登録の指定商品に全て含まれていること
3. 商標登録を受けようとする商標が、消滅した国際登録の対象であった商標と同一であること

③第1項の規定による国際登録に係る国際商標登録出願について、条約による優先権が認められていたときは、その優先権が同項の規定による商標登録出願に認められる。

第86条の40【議定書廃棄後の商標登録出願の特例】

①大韓民国を指定（事後指定を含む。）する国際登録の名義人は、議定書第15条(5)(b)の規定により、出願人適格を失ったときは、当該国際登録の名義人であった者は、国際登録した指定商品の全部又は一部について、特許庁長に商標登録をすることができる。

②第86条の39第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、第86条の39第2項第1号中“同項の規定による国際登録が消滅された日から3月以内”とあるのは、“議定書第15条(3)の規定による廃棄の効力が発じた日から2年以内”とみなす。

第86条41【審査の特例】第23条・第24条及び第25条乃至第29条の規定は、次の各号の1に該当する商標登録出願（以下、“再出願”という。）は、第86条の31条の規定により、設定登録した本人の登録商標については、当該商標登録出願に適用しない。

1. 第86条の39第2項各号の要件を有し、同条第1項の規定によりおこなう商標登録出願。
2. 第86条の40第2項の規定に準用される第86条の39第2項各号の要件を有し、第86条の40第1項の規定によりおこなう商標登録出願。

第86条の42【除斥期間の特例】再出願に係る当該商標が、設定登録した場合において、従前の国際登録基礎商標権に対し、第76条第1項の除斥期間が経過したときには、再出願により設定登録した商標に対し、無効審判を請求することができない。

第9章 補則

第87条【書類の閲覧等】 商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の交付、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を必要とする者は特許庁長又は特許審判院長にこれを申請することができる。〈改正 1995.1.5〉

第88条【商標登録出願・審査・審判・再審書類又は商標原簿等の搬出と公開禁止】 ①商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類又は商標原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いてはこれを外部に搬出することができない。〈改正 1997.8.22、2004.12.31、2007.01.03〉

1.第22条の2第1項乃至第3項の規定による商標検索等のために商標登録出願・地理的表示団体標章登録出願・審査又は商標登録異議申立に関する書類を搬出する場合

2.第92条第1項による商標文書電子化業務の委託のために商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合
〈改正 2011.12.2〉

3.「電子政府法」第32条第2項の規定によるオンライン遠隔勤務のために商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判・再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合

②商標登録出願・審査・商標登録異議申立・審判若しくは再審で係属中にある事件の内容又は商標登録可否決定・審決若しくは決定の内容に関しては、鑑定・証言又は質疑に回答することができない。
〈改正 1997.8.22、2001.2.3、2007.1.3、2010.2.4〉

第89条【商標公報】

①特許庁は商標公報を発行しなければならない。

②商標公報は産業通商資源部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。
〈改正 2008.2.29、2013.3.23〉
〈新設 1997.4.10〉

③特許庁長は電子的媒体をもって商標公報を発行する場合は、情報通信網を活用し商標公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。〈新設 1997.4.10、改正 2001.2.3〉

④商標公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第90条【登録商標の表示】 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用するときは当該商標が登録商標である旨を表示することができる。

第 90 条の 2(同音異義語地理的表示登録団体標章の表示) 2 以上の地理的表示登録団体標章が互いに同音異義語地理的表示に該当する場合には、各団体標章権者及びその所属団体員は地理的出所について需要者に混同をもたらさないようにする表示を登録団体標章と共に使用しなければならない。[本条新設 2004.12.31]

第 91 条【虚偽表示の禁止】

①何人も、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。<改正 1997.8.22 >

1. 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標のごとく商品に表示する行為

2. 登録をしていない商標又は商標登録出願をしていない商標を登録商標又は登録出願商標のごとく営業用広告・看板・標札・商品の包装又はその他営業用取引書類等に表示する行為

3. 指定商品以外の商品について登録商標を使用する場合において、その商標に商標登録表示又はこれと紛らわしい表示をする行為

②第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による商標を表示する行為は商品、商品の包装、広告、看板又は標札を標章の形状とすることを含む。<新設 1997.8.22 >

第 91 条の 2【登録商標に類似する商標等についての特則】

①第 50 条、第 53 条、第 55 条第 3 項、第 57 条第 2 項、第 62 条、第 67 条第 3 項、第 73 条第 1 項第 3 号及び第 4 項、第 85 条、第 90 条及び第 91 条における“登録商標”には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。<改正 1997.8.22 、 2002.12.11 >

②第 66 条第 1 項第 1 号及び第 73 条第 1 項第 2 号における“登録商標に類似する商標”には、その登録商標に類似の商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含まないものとする。[本条新設 1995.12.29]

③第 66 条第 2 項第 1 号に規定された“他人の地理的表示登録団体標章と類似の商標”には、その登録団体標章と類似の商標であって、色彩を登録団体標章と同一にするものとするれば登録団体標章と同一商標と認められる商標を含まないものとする。<新設 2004.12.31 >

④第 1 項乃至第 3 項は、色彩若しくは色彩の組合せのみからなつた登録商標の場合には、これを適用しない。<新設 2007.01.03>

第 92 条【商標文書電子化業務の代行】

①特許庁長は、商標に関する手続を効率的に処理するために必要であると認められれば、商標登録出願・審査・審判・再審に関する書類又は商標原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似の業務(以下“商標文書電子化

業務”という)を、産業通商資源部令で定める施設及び人力を揃えた法人に委託して遂行させることができる。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

②特許庁長は、第5条の27第1項による電子文書で提出されなかった商標登録出願書、その他産業通商資源部令で定める書類を第1項により電子化して、これを特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

<改正 2008.2.29、2013.3.23>

③第2項によりファイルに収録された内容は、該当書類に記載された内容と同一のものとみなす。

④第1項による商標文書電子化業務の遂行方法及びその他商標文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、知識経済部令で定める。

⑤特許庁長は、第1項により商標文書電子化業務が委託された者(以下“商標文書電子化機関”という)が、第1項により知識経済部令で定める施設及び人力基準に達せず、特許庁長が要求した是正措置に応じない場合には、商標文書電子化業務の委託を取消することができる。

<改正 2011.12.2>

第92条の2【公示送達】

①送達を受ける者の住所や営業所が不分明であるため送達することが出来ない時には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、送達する書類を受ける者に何時でも交付する旨を商標公報に掲載することで行われる。

③最初の公示送達は、商標公報に掲載した日から2週間が過ぎればその効力が発生する。但し、同一の当事者に対する以降の公示送達は、商標公報に掲載した日の次の日からその効力が発生する。

<新設 2011.12.2>

第92条の3【在外者に対する送達】

①在外者として商標管理人がいる場合、その在外者に送達する書類は商標管理人に送達しなければならない。但し、審査官が第86条の24により、国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合には、この限りでない。

②在外者として商標管理人がいない場合、その在外者に送達する書類は、航空登記郵便で発送することができる。

③第2項により、書類を航空登記郵便で発送した時には、その発送をした日に送達されたものとみなす。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 4【書類の送達】 この法律に規定された書類の送達手続などに必要な事項は、大統領令で定める。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 5【書類の提出等】 特許庁長又は審査官は、当事者に審判又は再審に関する手続外の手続を処理するために必要な書類、その他の物件の提出を命じることができる。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 6【不服の制限】

①補正却下決定、商標登録可否決定、審決、審判請求書や再審請求書の却下決定に対しては、他の法律により不服することが出来ず、この法律によって不服することが出来ないように規定されている処分に対しては、他の法律によって不服することが出来ない。

②第 1 項による処分外の処分の不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」に従う。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 7【秘密維持命令】

①法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、一方の当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の第 2 条第 2 号による営業秘密をいう。以下、同じ)に対して、次の各号の事由をすべて疎明した場合には、その当事者の申請により、決定で他の当事者(法人である場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により営業秘密を知らされた者に、その営業秘密を該当訴訟の継続的な遂行外の目的で使用するか、その営業秘密に関係された、この項により命令を受けた者の以外の者に公開しないことを命じることができる。但し、その申請時点まで他の者(法人である場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他該当訴訟により営業秘密を知られた者が、第 1 号に規定された準備書面の閲覧や証拠調査外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。

1.既に提出したか提出すべき準備書面、又は既に調査したか調査すべき証拠に営業秘密が含まれているということ

2.第 1 号の営業秘密が該当勝訴遂行以外の目的で使用されるか公開される場合、当事者の営業に支障を与える恐れがあって、それを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第 1 項による命令(以下、“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を記載した書面でなければならない。

1.秘密維持命令を受けべき者

2.秘密維持命令の対象となる営業秘密を特定するに十分な事実

3.第 1 項の各号の事由に該当する事実

③法院は、秘密維持命令が決定された場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密維持命令は、第 3 項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却するか、却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 8【秘密維持命令の取消】

①秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第 92 条の 7 第 1 項による要件を満たしていないか、満たさなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には、秘密維持命令を下した法院)に、秘密維持命令の取消を申請することができる。

②法院は、秘密維持命令の取消申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請した者及び相手に送達しなければならない。

③秘密維持命令の取消申請に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

④秘密維持命令を取消する裁判は、確定されなければ、その効力が発生しない。

⑤秘密維持命令を取消する裁判をした法院は、秘密維持命令の取消を申請した者又は相手以外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に即時秘密維持命令の取消裁判をした事実を知らせなければならない。

<新設 2011.12.2>

第 92 条の 9【訴訟記録閲覧などの請求通知など】

①秘密維持命令が下された訴訟(すべての秘密維持命令が取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項による閲覧などの制限決定がある場合として、該当訴訟で秘密維持命令を受けていない者が閲覧などが可能な当事者のために、その秘密記載部分の閲覧などの請求手続を行った時には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下、同条で「法院事務官等」という)は、「民事訴訟法」第 163 条第 1 項により閲覧などの制限申請をした当事者(その閲覧などの請求をした者は除く。以下、第 3 項で同じ)に、その請求直後にその閲覧などの請求があったという事実を知らせなければならない。

②第 1 項の場合に、法院事務官等は、第 1 項の請求があった日から 2 週間が過ぎる時までその請求手続を行った者に、第 1 項の秘密記載部分の閲覧などを許可してはいけない。この場合、その請求手続を行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内に行われた場合には、その申請に対する裁判が確定される時点まで、その請求手続を行った者に第 1 項の秘密記載部分の閲覧などを許可してはいけない。

③第2項は、第1項の閲覧などの請求をした者に第1項の秘密記載部分の閲覧などを許可することに対し、「民事訴訟法」第163条第1項によって閲覧などの制限申請をした当事者全ての同意がある場合には、適用しない。

<新設 2011.12.2>

第10章 罰則

第93条【侵害罪】 商標権又は専用使用権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。<改正 1997.8.22>

第94条【偽証の罪】

①この法律の規定により宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対し虚偽の陳述・鑑定又は通訳をしたときは、5年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 1995.1.5、2001.2.3>

②第1項の規定による罪を犯した者がその事件の商標登録可否決定又は審決の確定する前に自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。<改定 2001.2.3>

第95条【虚偽表示の罪】 第91条の規定に違反した者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第96条【詐欺行為の罪】 詐欺その他不正な行為により商標登録・指定商品の追加登録・商標権の存続期間の更新登録・商品分類転換登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2001.2.3>

第96条の2【秘密維持命令違反罪】

①国内外において、正当な事由無く第92条の7第1項による秘密維持命令を違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ、公訴を提起することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第 97 条【両罰規定】 法人の代表者や法人若しくは個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 93 条、第 95 条又は第 96 条のいずれか一つに該当する違反行為をする場合、その行為者を罰するほか、その法人には次の各号のいずれか一つに該当する罰金刑を、個人には該当条文の罰金刑を科する。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するため該当業務に関して相当の注意と監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。〈改正 2001.2.3、2008.12.26〉

1.第 93 条の場合：3 億ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

2.第 95 条又は第 96 条の場合：6 千万ウォン以下の罰金〈新設 2001.2.3〉

第 97 条の 2【没収】

①第 93 条の規定による商標権又は専用使用権の侵害行為に提供され若しくはその侵害行為により生じた商標・包装又は商品(以下、同項で「侵害物」という)とその侵害物の製作に主に使用するために提供された製作用具又は材料は、これを没収する。

〈改正 2011.6.30〉

②第 1 項の規定にかかわらず、商品がその機能及び外観を損なわず商標又は包装と容易に分離することができる場合はその商品はこれを没収しないことができる。

[本条新設 1997.8.22] 〈改正 2010.2.4〉

第 98 条【過料】

①次の各号の1に該当する者は 50 万ウォン以下の過料に処する。〈改正 1995.1.5、2002.1.26、2007.1.3〉

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓をした者が特許審判院に対し虚偽の陳述をした者〈改正 2002.1.26〉

2. 特許審判院から証拠調又は証拠保全に関し、書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が、正当な理由がないのに、その命令に従わなかつた者

3. 特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として呼出しを受けた者が正当な理由がないのに召喚に応じなかつたり、又は宣誓・陳述・証言・鑑定若しくは通訳を拒んだ者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③削除

④削除

⑤削除

附 則

第 1 条【施行日】 この法律は、1990 年 9 月 1 日 から施行する。

第 2 条【一般的経過措置】 この法律は、附則第 3 条乃至第 8 条に特段に規定した場合を除き、この法律の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定により発生した効力については影響を及ぼさない。

第 3 条【補正却下に関する経過措置】 この法律の施行前にした補正については、従前の規定による。

第 4 条【商標登録出願等に関する経過措置】 この法律の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

第 5 条【商標権の存続期間更新登録の効力に関する経過措置】 この法律の施行前に従前の規定により登録された商標であって、この法律により商標権の存続期間が更新登録された場合は、その登録商標はこの法律により登録されたものとみなす。

第 6 条【使用権の効力に関する経過措置】 この法律の施行前に従前の規定により登録された使用権の効力は、従前の規定による。

第 7 条【登録商標の審判等に関する経過措置】

①この法律の施行前にした商標登録出願・商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標の無効審判及び権利範囲の確認審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。但し、第 71 条第 1 項本文後段及び第 72 条第 1 項本文後段の規定による請求の場合は、この限りでない。

②この法律の施行前に請求した商標登録の取消しの審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

③この法律の施行前に従前の規定により登録された使用権登録の取消しの審判に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は従前の規定による。但し、第74条第3項の規定による請求の場合は、この限りでない。

第8条【審判の手続、費用及び損害賠償等に関する経過措置】この法律の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附則<1993.3.6>

第1条（施行日） この法律は公布した日から施行する。〈但し書省略〉

第2条 乃至 第5条 省略

附則<1993.12.10>

①**（施行日）** この法律は、1994年1月1日から施行する。

②**（商標登録出願等に関する経過措置）** この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する抗告審判は、従前の規定による。

③**（商標登録料等の返還期間に関する経過措置）** この法律の施行前に誤りにより納付された商標登録料及び手数料の返還については、従前の規定による。

④**（登録商標の審判等に関する経過措置）** この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標に対する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

附則<1995.1.5>

第1条【施行日】 この法律は、1998年3月1日から施行する。

第2条【係属中の事件に関する経過措置】

①この法律の施行前に審判が請求されたり、拒絶査定又は補正却下の決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件は、この法律により特許審判院に審判が請求され係属中のものとみなす。

②この法律の施行前に審決に対する抗告審判が請求され、又は審判請求書の却下決定に対する即時抗告が請求され、係属中の事件は、この法律により特許法院に訴えが提起され係属中のものとみなす。

第 3 条【不服を提起することができる事件等に関する経過措置】

①この法律の施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件であって、従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものについてはこの法律施行日から 30 日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定については第 86 条第 2 項の規定により準用する特許法第 186 条第 1 項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定については第 70 条の 2 又は第 70 条の 3 の規定による審判を請求することができる。但し、この法律の施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

②この法律の施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件であって、大法院に不服をしなかったものについてはこの法律施行日から 30 日以内に大法院に不服をすることができる。但し、この法律の施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③この法律の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第 2 項の規定により不服が提起された事件は、この法律により大法院に係属中、又は提起されたものとみなす。

第 4 条【再審事件に関する経過措置】附則第 2 条及び附則第 3 条の規定は係属中の再審事件についてこれを準用する。

第 5 条【書類の移管等】

①特許庁長は、附則第 2 条第 1 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。

②特許庁長は、附則第 2 条第 2 項(附則第 4 条の規定により準用する場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関し必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則< 1995.12.29 >

この法律は 1996 年 1 月 1 日 から施行する。

附則< 1997.4.10 >

第 1 条【施行日】この法は 1997 年 7 月 1 日 から施行する。〈但し書省略〉

第 2 条 乃至 第 5 条 省略

附則< 1997.8.22 >

第 1 条【施行日】この法は 1998 年 3 月 1 日 から施行する。

第 2 条【商標登録出願等に関する経過措置】この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に関する審査及び拒絶査定に対する審判については、従前の規定による。

第 3 条【登録商標の審判等に関する経過措置】この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願により登録された登録商標に対する審判、再審及び訴訟については、従前の規定（第 73 条第 1 項第 1 号を除外する。）による。〈改正 2001.2.3 〉

第 4 条【連合商標に関する経過措置】

①この法律の施行前にした連合商標登録出願又は連合商標に関する商標権は、この法律による商標登録出願又は商標権とみなす。

②この法律の施行当時に係属中の無効審判又は取消審判であつて、従前の第 11 条第 1 項若しくは第 3 項の違反を理由とし、又は第 54 条第 2 項の違反を理由とするものについては、従前の規定による。

第 5 条【商標登録の取消審判に関する経過措置】この法律の施行日から 3 年となる日まで第 73 条第 1 項第 3 号の規定により請求された取消しの審判については、第 73 条第 4 項の改正規定にかかわらず、従前の規定による。

第 6 条【立体商標に関する経過措置】

①この法律の施行前に立体商標を使用した商品を第 21 条第 1 項の規定による博覧会に出品した者が第 2 条の改正規定により当該立体商標に対し商標登録出願をする場合は、この法律の施行日をその商品の博覧会出品の日とみなす。

②この法律の施行前に第 20 条の規定による条約の当事国に立体商標を出願した者が、第 2 条の改正規定により当該立体商標に対し商標登録出願をする場合は、この法律の施行日をその条約の当事国に出願した日とみなす。

附則< 1998.9.23 >

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 1 月 1 日から施行する。〈但し書省略〉

第 2 条 乃至 第 5 条 〈省略〉

附則< 2001.2.3 >

①**【施行日】**この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 38 条の改正規定は、公布した日から施行し、第 5 条の改定規定中、国際出願に関する部分と、第 86 条の 2 乃至第 86 条 42 の改正規定は議定書が大韓民国において、効力を生じる日から施行する。

②**【損害補償請求権に対する適用例】**第 24 条の 2 の改正規定は、2001 年 7 月 1 日以後最初に提出される商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

③**【商標登録出願等の審査等に関する経過措置】**この法律の施行前にした商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願に対する審査及び拒絶査定についての審判・再審及び訴訟に対しては、従前の規定による。

④**【登録商標の審判等に関する経過措置】**この法律の施行前に商標登録出願、商標権の存続期間更新登録出願及び指定商品の追加登録出願による登録商標の審判・再審及び訴訟に対しては従前の規定による。但し、2001 年 7 月 1 日以後第 73 条第 1 項第 1 号に関する商標登録の取消審判の請求・審判・再審及び訴訟をするにあたっては、法律第 5355 号商標法改正中、法律附則第 3 条の改正規定を適用する。

附則< 2002.1.26 >

第 1 条【施行日】この法律は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 乃至 第 7 条 〈省略〉

附則< 2002.12.11 >

この法律は、公布後 5 月が経過した日から施行する。

附則< 2004.12.31 >

この法律は、公布後 6 月が経過した日から施行する。

附則< 2007.1.3 >

第 1 条【施行日】 この法は、公布した日から施行する。但し、第 2 条第 1 項第 1 号、第 5 条、第 7 条第 1 項乃至第 4 項、第 8 条第 5 項・第 6 項、第 9 条第 2 項、第 19 条、第 22 条の 2、第 22 条の 3、第 24 条第 3 項、第 25 条、第 33 条後段、第 38 条、第 46 条の 4 第 1 項第 5 号、第 56 条第 1 項第 2 号・第 3 号、第 57 条の 3、第 64 条第 2 項、第 64 条の 2 第 2 項但書き、第 77 条、第 86 条の 16 第 2 項、第 86 条の 17 第 4 項・第 5 項、第 86 条の 24 乃至第 86 条の 26、第 91 条の 2 第 4 項及び第 92 条但書きの改正規定は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【商標登録出願及び商標登録要件に関する適用例】 ①第 2 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項第 13 号、第 9 条第 2 項、第 86 条の 16 第 2 項及び第 91 条の 2 第 4 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に出願する商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

②第 7 条第 4 項第 2 号の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後第 7 条第 1 項第 11 号に違反したことを事由に無効の審決が確定された後、その正当な出願人が出願する商標登録出願または指定商品の追加登録出願から適用する。

第 3 条【先出願に関する適用例】 第 8 条第 5 項及び第 6 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後第 73 条第 1 項第 3 号に該当するということを理由に商標登録の取消審判が請求される場合から適用する。

第 4 条【出願公告及び商標登録異議申立に関する適用例】 第 24 条第 3 項、第 25 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後出願公告された商標登録出願から適用する。

第 5 条【商標登録料等の返還に関する適用例】 第 38 条の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に出願する商標登録出願から適用する。

第 6 条【商標分類転換登録申請の拒絶理由に関する適用例】 第 46 条の 4 第 1 項第 5 号の改正規定は、2007 年 7 月 1 日以後最初に申請する商品分類転換登録申請から適用する。

附 則< 2007.5.17>

第 1 条【施行日】 この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条【登録料等の返還に関する適用例】 第 38 条第 3 項の改正規定は、この法施行当時従前の規定による返還請求期間が経過していない商標登録料と手数料に対しても適用する。

附 則 <2008.2.29>

第 1 条【施行日】 この法は公布した日から施行する。但し、…<省略>…、附則第 6 条によって改正される法律中、この法の施行前に公布されたが施行日が渡来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条 省略

第 6 条【他の法律の改正】 ①について<744>まで省略

<745> 商標法の一部を次の通り改正する。

第 9 条第 1 項第 7 号、第 10 条第 1 項の前段、第 34 条第 3 項、第 37 条第 2 項・第 3 項、第 43 条第 4 項、第 89 条第 2 項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とし、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項の後段、第 22 条の 3 第 3 項、第 34 条の 2 第 2 項、第 46 条の 2 第 1 項の本文、第 46 条の 4 第 1 項第 2 号、第 86 条の 3 第 2 項、第 86 条の 4 第 1 項、同条第 2 項第 7 号、第 86 条の 6 第 1 項、第 86 条の 7 第 2 項、第 86 条の 8 第 2 項、第 86 条の 9 第 2 項、第 86 条の 12、第 86 条の 16 第 3 項の前段、第 86 条の 17 第 4 項第 5 号、第 86 条の 23、第 86 条の 25、第 86 条の 27、第 86 条の 28 第 2 項中、“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。

第 22 条の 2 第 3 項中“農林部長官または海洋水産部長官”を“農林水産食品部長官”とする。

<746>乃至<760> 省略

第 7 条 省略

附 則 <2008.12.26>

この法は、公布した日から施行する。

附 則 <2009.5.21>

第 1 条 【施行日】 この法は、2009 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条 【商標登録料の補填に関する適用例】 第 36 条の 2 第 3 項の改正規定は、この法の施行後、最初に商標登録料を補填するものから適用する。

附 則 <2010.1.27>

第 1 条 【施行日】 この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 【商標登録要件に関する適用例】 第 7 条の改正規定は、この法の施行後、最初に出願する商標登録出願又は指定商品追加登録出願から適用する。

第 3 条 【職権による補正などに関する適用例】 第 24 条の 3 の改正規定は、この法の施行後、最初に出願公告決定するものから適用する。

第 4 条 【商標登録料に関する適用例】 第 34 条の改正規定は、この法の施行後、最初に商標登録出願するか存続期間更新登録申請するものから適用する。

第 5 条 【商標登録料などの返還に関する適用例】 第 38 条の改正規定は、この法の施行当時に審査中である商標登録出願に対しても適用する。

第 6 条【一般的経過措置】 この法の施行当時に従来の規定により出願された商標登録出願、指定商品の追加登録出願及び存続期間更新登録出願に関しては、従来の規定に従う。

附 則 <法律第 10012 号、2010. 2. 4>(電子政府法)

第 1 条【施行日】 この法は公布後、3 ヶ月が経過した日から施行する。〈但し書き省略〉

第 2 条から第 4 条 まで省略

第 5 条【他の法律の改正】

①から⑨まで省略

⑩商標法の一部を次のように改正する。

第 88 条第 1 項第 3 号の中“「電子政府具現のための行政業務などの電子化促進に関する法律」第 30 条”を“「電子政府法」第 32 条第 2 項”とする。

⑪から⑮まで省略

第 6 条 省略

附 則 <法律第 10358 号、2010.6.8>

この法は、公布した日から施行する。

附 則 <法律第 10811 号、2011.6.30>

第 1 条 【施行日】この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 7 条第 1 項第 7 号の 2・第 8 号の 2・第 9 号の 2・第 16 号・第 17 号及び同条第 5 項、第 8 条第 7 項第 1 号・第 8 項第 1 号、第 51 条第 2 項第 2 号・第 3 号、第 66 条第 2 項第 1 号・第 2 号・第 4 号及び第 97 条の 2 第 1 項の改正規定は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

第 2 条 【商標登録要件に関する適用例】第 7 条第 1 項第 7 号の 2・及び第 8 号の 2・第 9 号の 2 第 16 号・第 17 号及び同条第 5 項の改正規定は、同改正規定の施行後、最初に商標登録出願又は指定商品の追加登録出願するものから適用する。

第 3 条 【先出願に関する適用例】第 8 条第 7 項第 1 号及び第 8 項第 1 号の改正規定は、同改正規定の施行後、最初に商標登録出願又は指摘商品の追加登録出願するものから適用する。

第 4 条 【没収に関する適用例】第 97 条の 2 第 1 項の改正規定は、同改正規定の施行後、最初に発生した侵害行為から適用する。

第 5 条 【一般的経過措置】この法施行当時に従来の規定によって出願された商標登録出願及び登録商標に関しては、従来の規定に従う。

附 則 <法律第 10885 号、2011. 7. 21>(農水産物品質管理法)

第 1 条 【施行日】 この法は、公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条から第 18 条まで 省略

第 19 条 【他の法律の改正】

①から④まで省略

⑤商標法の一部を次のように改正する。

第 22 条の 2 第 3 項中、「農産物品質管理法」や「水産物品質管理法」を「農水産物品質管理法」とする。

⑥から⑬まで省略

第 20 条 省略

附 則 <法律第 11113 号、2011.12.2>

第 1 条 【施行日】 この法は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。

第 2 条 【商標登録出願及び商標登録要件などに関する適用例】 第 2 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 7 条、第 9 条、第 9 条の 2 第 1 項、第 12 条第 10 項、第 17 条の 2、第 19 条、第 23 条第 1 項第 4 号、第 6 号から第 8 号まで、第 51 条、第 52 条、第 54 条、第 55 条、第 71 条第 1 項第 1 号(第 23 条第 1 項第 4 号から第 8 号までの規定に関する部分のみ該当する)、第 73 条、第 76 条、第 86 条の 4、第 86 条の 16 及び第 86 条の 17 の改正規定は、この法施行後に最初に出願する商標登録出願又は指定商品の追加登録出願から適用する。

第 3 条 【専用使用権登録の効力などに関する適用例】 第 56 条及び第 58 条の改正規定は、この法施行後に設定・移転・変更・消滅又は処分が制限される専用使用権から適用する。

第 4 条 【権利侵害に対する禁止請求権、法定損害賠償の請求及び秘密維持命令などに関する適用例】 第 65 条、第 67 条の 2 及び第 92 条の 7 から第 92 条の 9 までの改正規定は、この法施行後に最初に商標権又は専用使用権の侵害に関する訴が提起されたものから適用する。

第 5 条 【審判請求書などの補正に関する適用例】 第 77 条の 2 第 2 項及び第 79 条の改正規定は、この法施行後に最初に審判を請求するものから適用する。

第 6 条 【声・匂いなどからなる商標の商標登録出願及び証明標章登録出願時の条約による優先権主張などに関する特例】 第 20 条及び第 21 条を適用する時に、第 2 条第 1 項第 1 号八目の改正規定による声・匂いなどからなる商標登録出願又は第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定による証明標章登録出願が次の各号のいずれかひとつに該当すれば、その商標登録出願又は証明標章登録出願は、第 20 条及び第 21 条にも関わらず、この法施行日に出願したものとみなす。

1.この同法の施行日前に、第 20 条による当事国に商標登録出願又は証明標章登録出願をした後、この法施行日以後、同条第 2 項により大韓民国に商標登録出願又は証明標章登録出願した場合

2.この法の施行日前に、第 21 条第 1 項の各号のいずれかの一つに該当する博覧会に商品を出品した後、この法施行日以後に同条により、その出品した商品に使用した商標を商標登録出願又は証明標章登録出願した場合

第 7 条 【一般的経過措置】 この法施行当時、従来の規定により出願された商標登録出願に対しては、従来の規定に従う。

第 1 条【施行日】 この法は、公布後、1 年が経過した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条【他の法律の改正】

①から④まで省略

⑤商標法の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 15 号中、“「種子産業法」第 111 条”を“「植物新品種保護法」第 109 条”とする。

⑥及び⑦省略

第 6 条 省略

附 則 <法律第 11690 号、2013. 3. 23> (政府組織法)

第 1 条【施行日】

①この法は公布した日から施行する。

②省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条【他の法律の改正】

①から<457>まで省略

<458> 商標法の一部を次の通り改正する。

第 5 条の 25 第 3 項、第 5 条の 26 第 1 項、同条第 4 項の前段、同条第 6 項、第 5 条の 27 第 1 項・第 4 項、第 5 条の 28 第 3 項、第 5 条の 29 第 4 項、第 9 条第 1 項第 7 号、同条第 2 項・第 3 項、第 10 条第 1 項の前段及び後段、第 22 条の 3 第 3 項、第 34 条第 3 項、第 34 条の 2 第 2 項、第 36 条の 2 第 3 項、第 37 条第 2 項・第 3 項、第 43 条第 4 項、第 46 条の 2 第 1 項の本文、第 46 条の 4 第 1 項第 2 号、第 86 条の 3 第 2 項、第 86 条の 4 第 1 項、同条第 2 項第 7 号、第 86 条の 6 第 1 項、第 86 条の 7 第 2 項、第 86 条の 8 第 2 項、第 86 条の 9 第 2 項、第 86 条の 12、第 86 条の 16 第 3 項の前段、第 86 条の 17 第 4 項第 5 号、第 86 条の 23 第 1 項、第 86 条の 25、第 86 条の 27 第 1 項、第 86 条の 28 第 2 項、第 89 条第 2 項及び第 92 条第 1 項・第 2 項・第 4 項・第 5 項中、“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。

第 22 条の 2 第 3 項中、“農林水産食品部長官”を“農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官”とする。

<459>から<710>まで省略

第 7 条 省略

附 則 <法律第 11747 号、2013.4.5>

第 1 条【施行日】 この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 5 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、2013 年 7 月 1 日より施行する。

第 2 条【専門機関指定の取消などに関する適用例】 第 22 条の 3 第 2 項の改正規定は、この法施行後に、業務停止処分に対する事前通知をするものより適用する。

第 3 条【一般的経過措置】 この法施行前に行なわれた商標登録出願に対しては、従来の規定による。

第 4 条【禁治産者などに対する経過措置】 第 5 条第 1 項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第 10429 号民法一部改正法律附則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の協力が維持される者を含むものとみなす。

第 5 条【不使用取消審判請求に関する経過措置】 この法施行前に、第 73 条第 1 項第 3 号を理由で商標登録取消審判を請求した者に対しては、第 8 条の改正規定にも係わらず、従来の規定による。